

# 道路構造基準等を定める条例 の運用と解説

平成25年4月

石川県土木部

# 目 次

## 第1章 総則

1-1	本書の目的	-----	P 2
1-2	適用範囲	-----	P 3

## 第2章 道路構造基準における石川県の独自基準 ----- P 5

2-1	歴史的な街並みの保存	-----	P 5
	(1) 歩道の最小幅員の縮小 (2.0 m → 1.5 m)	----	P 6
	(2) 警戒標識の寸法の縮小 (45 cm角→30 cm角)	----	P 8
2-2	安全安心の確保	-----	P 9
	(3) 道路の区分の決定 (1級上にとることが可能に)	----	P 9
	(4) 路肩の幅員の確保 (あんしん路肩)	-----	P 1 2

## 第3章 関連事項 ----- P 1 8

3-1	ローカルルールについて	-----	P 1 8
3-2	バリアフリーに関して	-----	P 1 9

## 第4章 参考資料 ----- P 2 0

- ・道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表 ----- P 2 1
- ・道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) -- P 3 9
- ・道路標識の寸法を定める規則 (平成24年石川県規則第50号) -- P 6 2
- ・道路法 (抜粋) (昭和27年6月10日法律第180号) ----- P 6 8
- ・道路法施行令 (抜粋) (昭和27年12月4日政令第479号) -- P 6 9

# 第1章      総則

## 1-1 本書の目的

本書は、平成23年度の「地域主権一括法」の制定を受けて、石川県が「独自の特色ある道路整備」を可能とするために制定した「道路構造基準等を定める条例（以下「県条例」という。）及び「道路標識の寸法を定める規則」に関して、その内容を解説・補完することにより、道路計画の立案及び設計に際し、その趣旨の正確な理解および適正な運用を図ることを目的とする。

地方分権改革の推進のため、国の義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を目的とした『地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第一次 H23.5.2、第二次 H23.8.30）（以下、「地域主権一括法案」）』が公布されたことを受けて、「道路法」が一部改正され、次に示す基準について都道府県道、市町村道は政令及び省令を参酌し新たに条例で規定することとなった。

### （道路法関係）

#### 【第30条関係】道路構造の基準（道路構造令：政令）

道路構造については、車両の安全かつ円滑な通行のために統一した規定が必要な「設計車両」「建築限界」「設計荷重」に係る事項は政令で定め、それら以外について、地域の実情を考慮し各自治体で規定する。

#### 【第45条関係】案内標識及び警戒標識の寸法及び文字の大きさに係る基準

（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令：省令）（以下「標識令」）

道路標識については、色彩等は政令で、「寸法及び文字の大きさ」について条例で規定する。

#### 【第48条の3関係】自動車専用道路との立体交差にかかる基準

立体交差にかかる基準は、条例で定めることとなり、国の基準と同じものを規定する。

石川県では、政省令で規定されている基準に加えて、「石川県独自の特色ある道路整備」を可能とするための独自基準を盛り込んだ『道路構造基準等を定める条例（平成24年石川県条例第66号）』及び『道路標識の寸法を定める規則（平成24年石川県規則第55号）』を制定した。

本書は、条例及び規則に定める規定のうち、新たに盛り込んだ「道路区分」、「路肩」、「歩道」及び「警戒標識の寸法」に関する独自基準について、その内容を解説・補完し、技術的解釈を加えることにより、その趣旨の正確な理解および適正な運用を図ることを目的とする。

## 1-2 適用範囲

(道路構造基準等を定める条例)

(趣旨)

### 第1条

この条例は、道路法の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

石川県内の主要地方道及び一般県道を新設または改築する場合に適用する。なお、国道についてはこれまで通り、道路構造令及び標識令を用いる。また、市町道については、各自治体が定める条例を用いる。

国道	→	道路構造令 (昭和45年政令第320号)
主要地方道、一般県道	→	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号)
市町道	→	各自治体が定める条例

法体系のイメージを図1-1に示す。

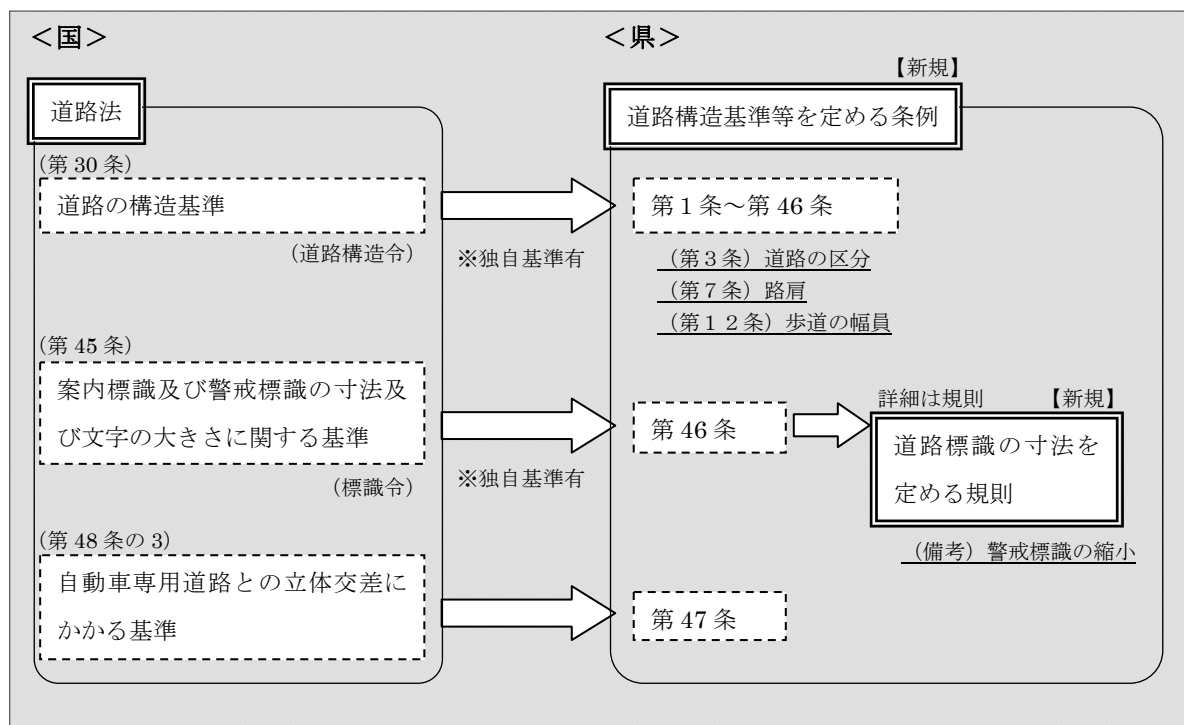


図1-1) 法体系イメージ (道路法関係)

## 第2章      道路構造基準等における石川県の独自基準

県条例では、これまでの国の政省令により規定された基準に加えて、以下の4つの独自基準を設けることとした。

《歴史的街並みの保全》

- (1) 歩道の最小幅員の縮小 (2.0 m → 1.5 m)
- (2) 警戒標識の寸法の縮小 (45 cm角 → 30 cm角)

《安全安心の確保》

- (3) 道路の区分の決定 (1級引上げが可能)
- (4) 路肩の幅員の確保 (あんしん路肩)

### 2-1 歴史的街並みの保全を図るもの

石川県内には歴史的に重要な景観や建造物などが多数あり、全国でも有数の重要伝統的建造物群保存地区が選定されている。このような歴史的資源や周辺の景観等の保全を図りつつ必要な道路整備を行う必要があることから、「歩道の幅員」及び「警戒標識の寸法」の2点について独自基準を規定することとする。

## 【(1) 歩道の最小幅員の縮小】

(道路構造基準等を定める条例)

(歩道等)

第12条

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。**ただし、歴史的資源の保全等やむを得ない場合においては、一、五メートルまで縮小することができる。**

### 1) 概要

これまで国の基準による歩道の最小幅員については、小区間改築の場合の特例を除いては、2m以上確保するものとの規定となっていた。

今回新たに、歴史的街並み保全と道路整備の両立を図ることを目的に、歩道の最小幅員を1.5mまで縮小できることとした。

図2-1、写真2-1、参考図2-1に歩道幅員の縮小イメージなどを示す。

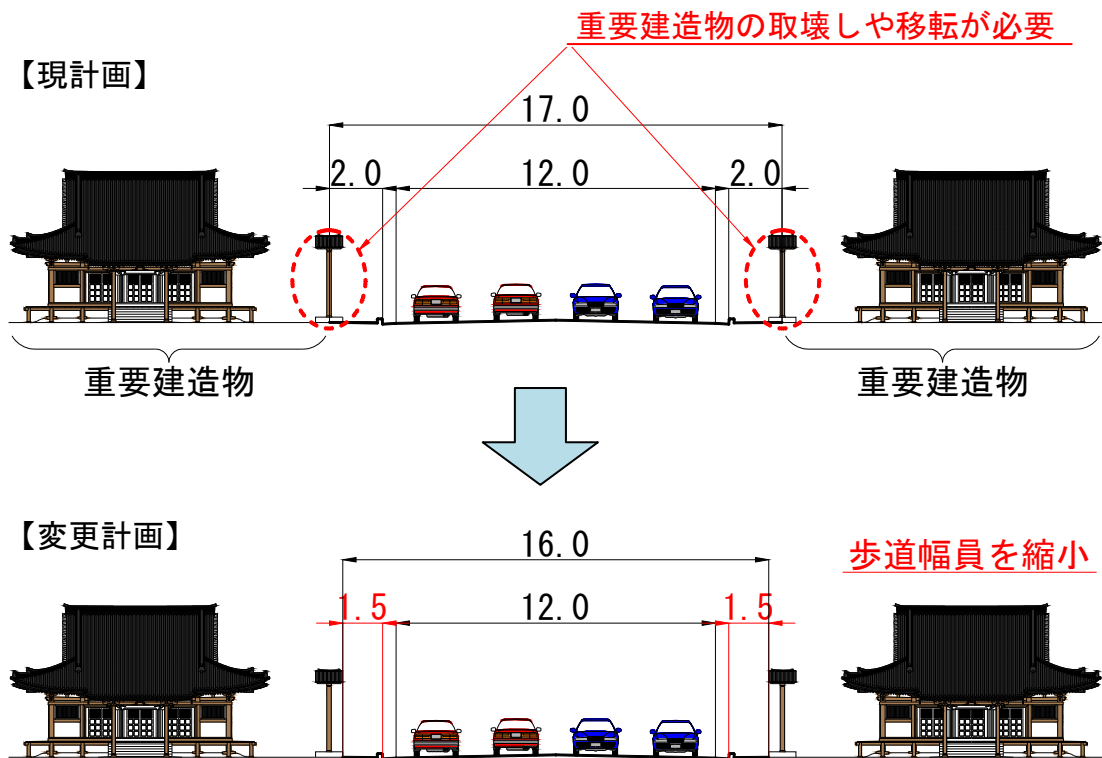
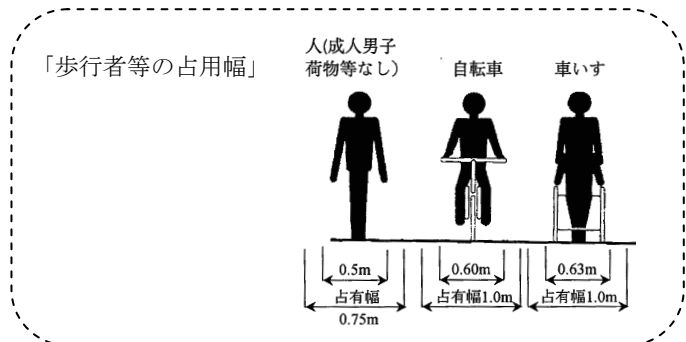


図2-1) 歩道幅員の縮小イメージ



写真2-1) 歴史的街並み



参考図2-1) 歩行者等の専用幅

## 2) 適用の際の注意事項

歩道を縮小することにより、歩行者等にとっては通行の利便性が低下することとなることから、適用する際には、無電柱化や標識・照明灯等の設置箇所を考慮するなど、歩行者等の空間確保に努めるとともに、沿線地域の状況を踏まえ、十分な調整が必要である。

「歴史的資源の保全等やむを得ない場合」とは、下記に示す、歴史的街並み保全を目的として法律等で指定された地区に限る。

### 《対象地区》

- ・重要伝統的建造物群保存地区（石川県内には8箇所：H25.4.1現在）
- ・伝統的建造物群保存地区
- ・その他条例等により歴史的街並み保全等を目的に定められた地域など

## 3) 適用事例

（都）専光寺野田線の都市計画変更を行う際に、歩道幅員を2.0m→1.5mまで縮小することで、周囲の歴史的景観の保全を図っている。図2-2に（都）専光寺野田線の都市計画変更箇所と重要伝統的建造物群保存地区を示す。

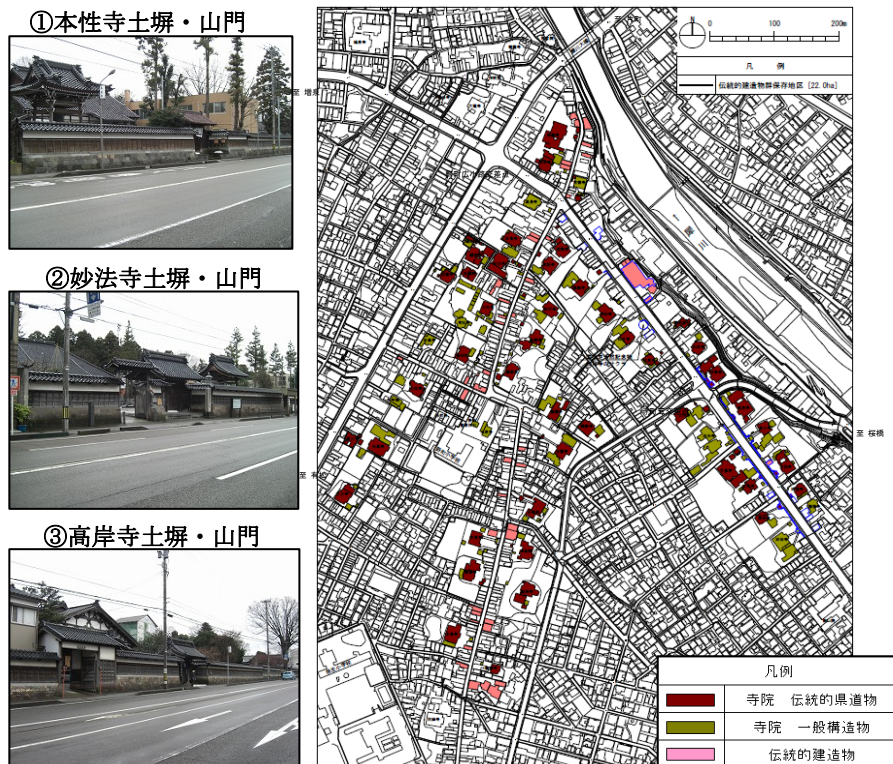


図2-2) (都) 専光寺野田線



## 【(2) 警戒標識の寸法の縮小】

(道路構造基準等を定める条例)

(道路標識の寸法)

### 第46条

第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、規則で定める。

(道路表引きの寸法を定める規則 石川県規則第50号)

別表 備考

一 本標識(本標識の表示板をいう。)の寸法

(略)

へ (略) ただし、景観等の配慮により、特別の必要がある場合にあっては、警戒標識の寸法を3分の2まで縮小することができる。

### 1) 概要

これまで警戒標識の寸法については、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」の中で図示されており、一律に45cm角と規定されていた。

今回新たに、歴史的な街並みへの配慮により、警戒標識の寸法を30cm角まで縮小できる基準を規定した。

図2-3、写真2-2に警戒標識の寸法の縮小のイメージを示す。

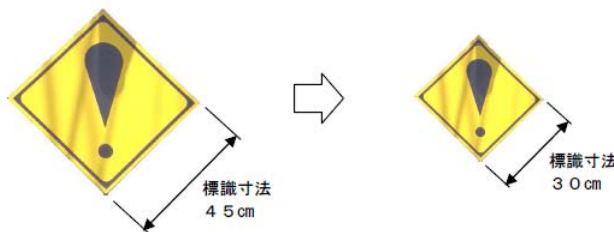


図2-3) 警戒標識の寸法の縮小

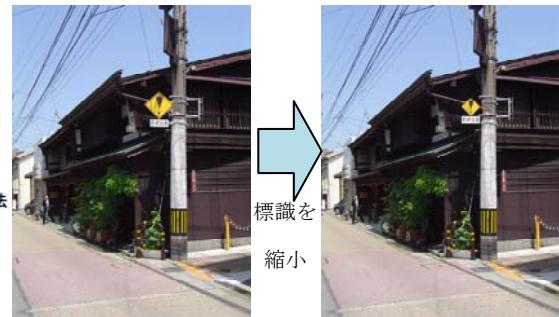


写真2-2) 整備イメージ(金沢市東山)

### 2) 適用の際の注意事項

視認性を検討の上、設置すること。

適用箇所については、下記に示す、歴史的街並み保全等を目的として法律等で定められた地区に限る。

《対象地区》

- ・重要伝統的建造物群保存地区(石川県内には8箇所:H25.4.1現在)
- ・伝統的建造物群保存地区
- ・その他条例等により歴史的街並み保全等を目的に定められた地域など



## 2-2 安全安心の確保を図るもの

石川県では、南北に細長い県土の一体化、観光周遊性の向上、災害時の代替性（リダンダンシー）の確保を図るため、「ダブルラダー結いの道」整備構想を策定し幹線道路の整備を進めている。また「あんしん路肩」や「1.5車線の道路整備」といったローカルルールに取り組んでいるが、今後さらに安全安心の確保を図るために、「道路区分」及び「路肩」の2点について独自基準を規定することとする。

### 【(3) 道路の区分の決定】

(道路構造基準等を定める条例)

(道路の区分)

第3条 道路は、(略) 第一種から第四種までに区分するものとする。(略)

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に掲げる

区分とすることができる。

一 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 全項各項の表の該当する級が第一種第四級又は第二種第二級である場合を除き、同表の該当する級の1級下の級（第三種第四級にあつては第三種第五級、第四種第三級にあつては第四種第四級）

二 交通の状況等を考慮し、特に必要がある場合 前項各号の表の該当する級が第二種第一級及び第四種第一級である場合を除き、同表の該当する級の1級上の級（第一種第二級にあつては第一種第一級、第三種第二級にあつては第三種第一級）

自動車専用道路又はその他の道路の別	道路の存する地域	
	地方部	都市部
自動専用道路	第1種	第2種
その他の道路	第3種	第4種

#### 1. 第1種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量（単位 1日につき台）	
		20,000 以上	20,000 未満
自動車専用道路	平地部	第2級	第3級
	山地部	第3級	第4級

#### 2. 第2種の道路

道路の種類	道路の存する地区	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部
	自動車専用道路		第1級

#### 3. 第3種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量（単位 1日につき台）	
		4,000 以上	4,000 未満
県道	平地部	第2級	第3級
	山地部	第3級	第4級

#### 4. 第4種の道路

道路の種類	計画交通量（単位 1日につき台）		
	10,000 以上	4,000 以上 10,000 未満	4,000 未満
県道	第1級	第2級	第3級

## 1) 概要

これまで道路構造令では、「道路の種類」「地域・地形」および「計画交通量」により道路の区分を決定していたが、道路の連続性確保による走行性の向上や県民の安全・安心につながることを目的として、「交通の状況等を考慮し、特に必要がある場合」に限って、1級上にとることができることとした。

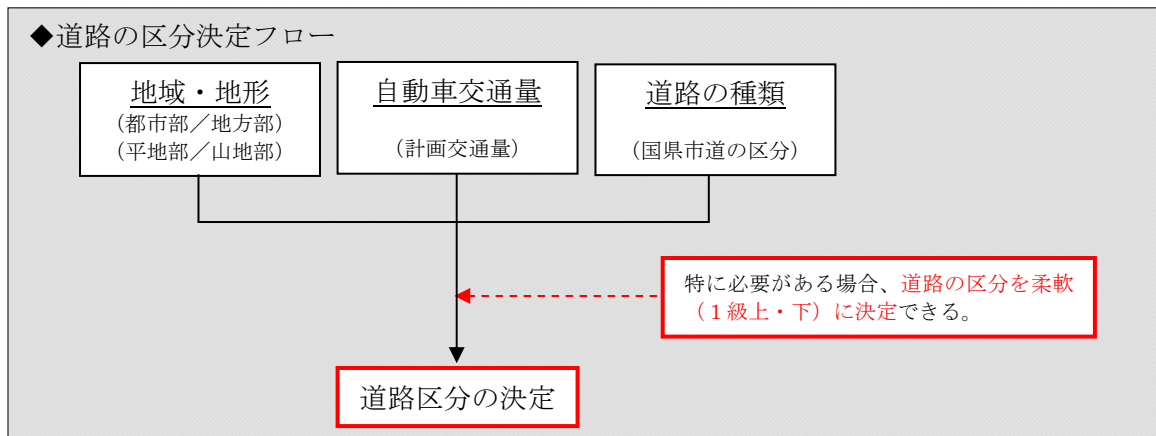
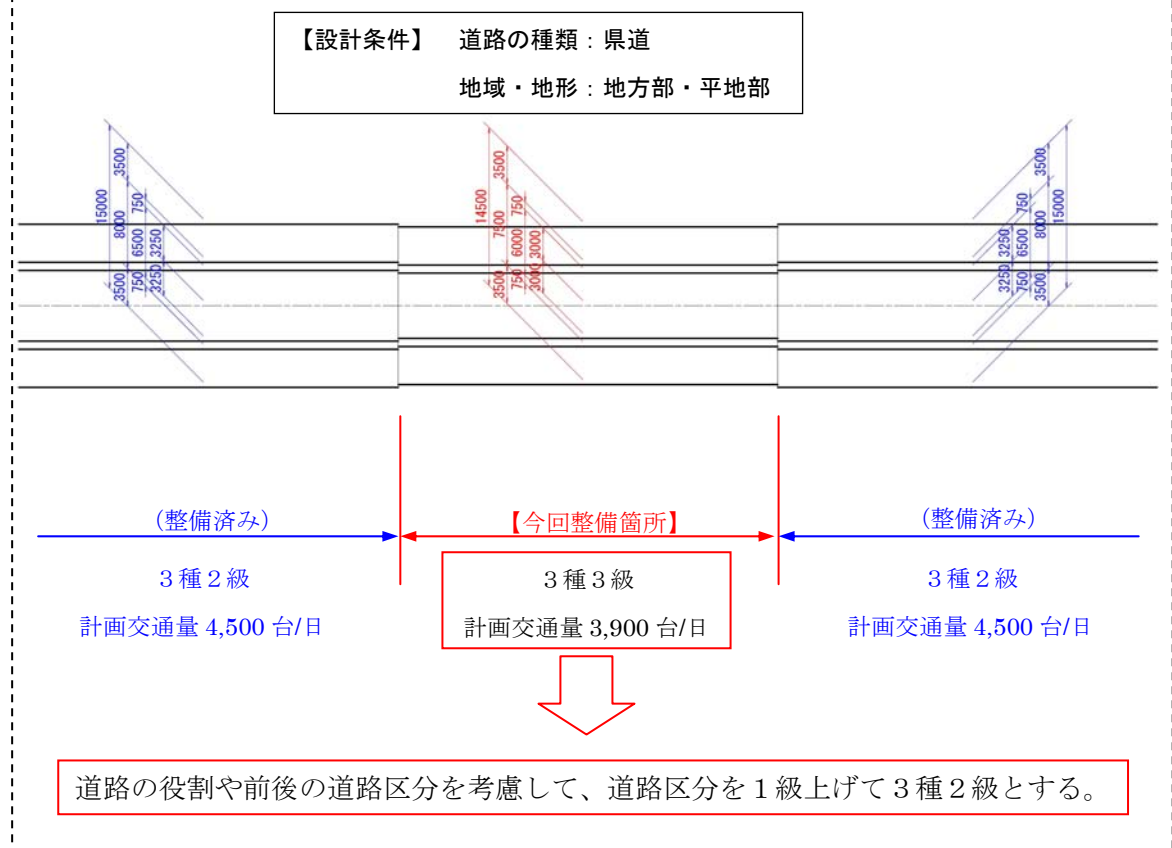


図 2-4) 道路区分に関する規定

### 《参 考》

道路区分の引き上げを適用する際の整備イメージは、以下の通り。



## 2) 適用の際の注意事項

適用する道路は、主要な幹線道路とし、費用対効果を十分検討する必要がある。

### 《対象路線》

- ・観光に資する道路
- ・防災に資する道路
- ・その他

### 《参 考》

表に示すように、計画交通量が同じでも道路の種別により区分が異なる。

第3種の道路		20,000以上	4,000以上	1,500以上	500以上	
計画交通量(単位1日につき台)			20,000未満	4,000未満	1,500未満	500未満
平地部	一般国道	第1級	第2級		第3級	
	県道		第2級		第3級	
	市町道		第2級	第3級	第4級	第5級
山地部	一般国道	第2級	第3級		第4級	
	県道		第3級		第4級	
	市町道		第3級	第4級		第5級

第4種の道路		10,000以上	4,000以上	500以上	
計画交通量(単位1日につき台)			10,000未満	4,000未満	500未満
	一般国道		第1級		第2級
	県道	第1級	第2級		第3級
	市町道	第1級	第2級	第3級	第4級

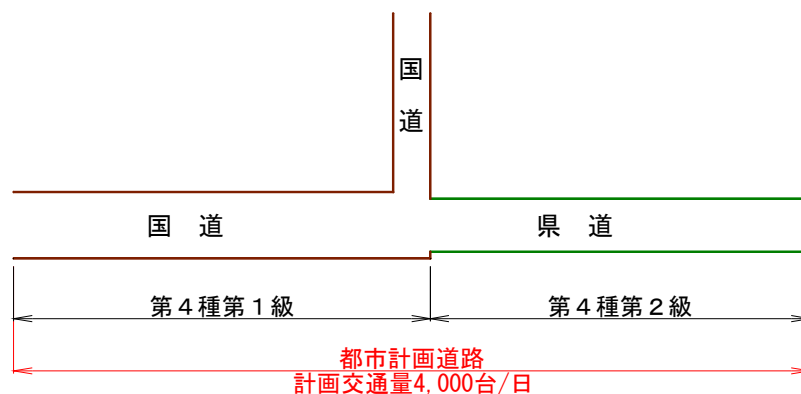


図 2-6) 国道と県道の道路区分について

国道と県道が一連の道路となるような場合に、県道の道路区分を1級引き上げて整備することが可能となる。

図 2-6 は同一交通量であるが道路種類の違いによる道路区分について示す。

【(4) 路肩の幅員の確保】

(道路構造基準等を定める条例)

(路肩)

第7条 (略)

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の上覧に掲げる値以上とするものとする。(略)

区分			車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第1種	第1級及び第2級	普通道路	2.5	1.75
		小型道路	1.25	
	第3級及び第4級	普通道路	1.75	1.25
		小型道路	1	
第2種		普通道路	1.25	
		小型道路	1	
第3種	第1級	普通道路	1.25	0.75
		小型道路	0.75	
	第2級から第4級まで	普通道路	0.75	0.5
		小型道路	0.5	
第5級		0.5		
第4種			0.5	

4 第三種又は第四種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員については、歩行者や自転車の安全の確保のために特に必要があると認められる場合においては、第二項本文の規定にかかわらず、当該車道の交通の状況等を考慮して定めることができる。

1) 概要

「歩道等が無い道路」や「歩道に自転車が通行できない道路」などにおいて、歩行者や自転車の安全の確保のために特に必要がある場合には、幅広な路肩（あんしん路肩、自転車走行空間）を設置することで、歩行者や自転車の通行空間を路肩内に確保することができる基準を規定した。(図 2-7,2-8、写真 2-3,2-4)

《歩道が無い道路》

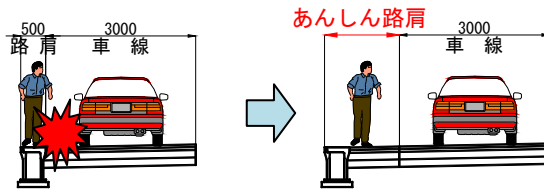


図 2-7) あんしん路肩



写真 2-3) あんしん路肩

《歩道に自転車が通行できない道路》

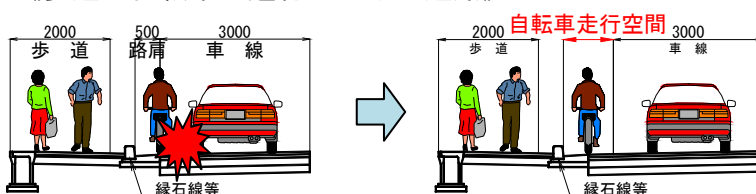


図 2-8) あんしん路肩 (自転車走行空間)



写真 2-4) 自転車走行空間

## 2) 適用の際の注意事項

### 《歩道が無い道路》

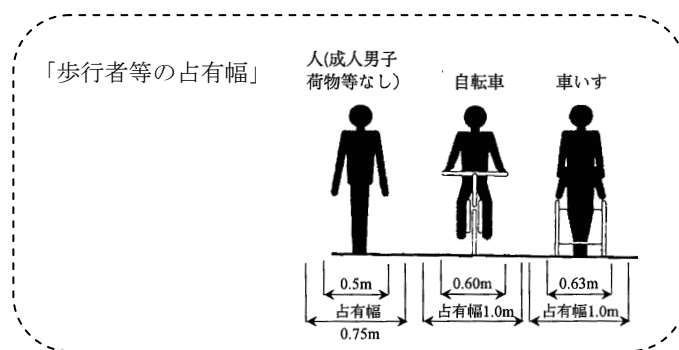
歩道等が無い道路で、歩行者等の安全の確保のために、特に必要がある場合に設置する幅広な路肩（あんしん路肩）については、以下を参考に適用されたい。（これまでローカルルールとして適用していた内容と同じ）

#### ① 第3種の道路

- ・ あんしん路肩を設ける際には、図 2-9 及び交通の状況等を考慮すること。
- ・ あんしん路肩の幅員は、標準路肩幅員+1.0mを原則とし、必要に応じて参考図 2-2 に示す占有幅を考慮し決定すること。（標準路肩幅員とは、冬期路肩幅員と一次堆雪帯幅を含んだものをいう。）



図 2-9) 歩道等の設置に関する自動車と自転車歩行者交通量の関係



参考図 2-2) 歩行者等の専用幅

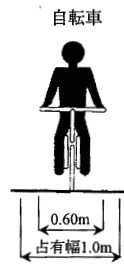
#### ② 第4種の道路

- ・ あんしん路肩を設ける際の適用については、「第3種の道路」と同様とする。
- ・ あんしん路肩の幅員は、標準路肩幅員+1.0mを原則とし、必要に応じて参考図 2-2 に示す占有幅を考慮し決定すること。（標準路肩幅員とは、第7条第2項に示す幅員をいう。）

## 《歩道に自転車が通行できない道路》

車道を走行する自転車の安全確保のため、特に必要がある場合には、幅広な路肩（自転車走行空間）を設置して、路肩において自転車が通行できる空間を確保することができる。

- ・自転車の占有幅を考慮して、路肩の幅員は 1.0m以上とする。  
（参考：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン H24. 11）
- ・その際、路面標示等で通行空間を明示することを検討すること。



「自転車の占有幅」



「路面標示の例」

### 《参考》 自転車が通行可能な路肩幅員決定の考え方

#### 【路肩の幅員の検討例】

路肩の幅員の検討については、以下の計算例を参考とされたい。

【計算条件】 道路区分：第4種第1級  
 交通量：10,000台/日  
 日最大降雪深：0.52m（金沢）

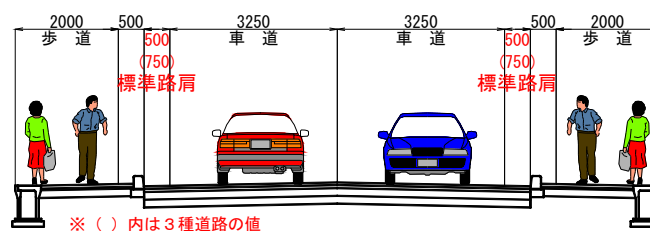
- ①標準路肩  $W=0.50m$
  - ②自転車走行必要幅  $W=1.00m$
  - ③一次堆雪幅と冬期路肩  $W=1.25m$
  - ④停車帯  $W=1.50m$
- ①～④の結果と交通の状況を踏まえ、必要な幅員を決定する。

#### ① 標準路肩（第7条第2項及び第3項）

最小幅員を確認

4種道路 0.50m以上（0.75m以上）

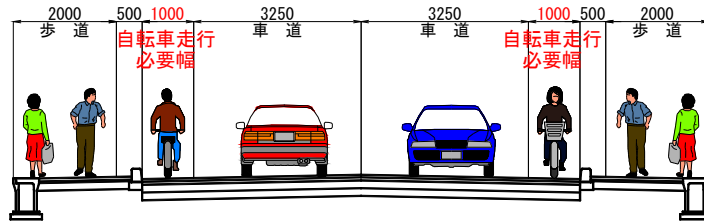
※（ ）内は3種道路の値





## ② 自転車走行必要幅（第7条第4項）

自転車の占有幅を考慮の上、1.0m以上



## ③ 一次堆雪幅と冬期路肩（第14条）

（参考）解説と運用（P240）

一次堆雪幅の計算例を下記に示す。

- ・ 計画対象降雪深  $h_1 = 0.52\text{m}$  (10年再現確率値)
- ・ 除雪対象幅員  $\omega_a = 3.75\text{m}$  (冬期車道  $W_1 3.25\text{m} +$  冬期側帯  $W_2 0.00\text{m} +$  冬期路肩  $W_3 0.50\text{m}$ )
- ・ 一次堆雪幅は、 $W = 1.25\text{m}$

（計算詳細）

一次堆雪幅  $W_4$  を次式で求める。

$$W_4 = \begin{cases} 1.543(V_1)^{1/2} & V_1 \leq 0.722\text{m}^3/\text{m} \\ 0.909V_1 + 0.655 & V_1 > 0.722\text{m}^3/\text{m} \end{cases}$$

$$V_1 = k_1 \cdot (\rho_1 / \rho_2) \cdot h_1 \cdot \omega_a$$

$$k_1 = 0.784 - 0.0256x_1 + 0.0204x_2$$

ここに  $V_1$  : 一次堆雪量 ( $\text{m}^3/\text{m}$ )

$k_1$  : 一次堆雪係数 = 0.88

$\rho_1$  : 新積雪の密度 ( $\text{g}/\text{cm}^3$ ) = 0.08

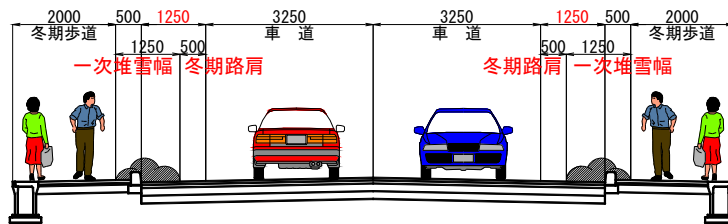
$\rho_2$  : 一次堆雪の密度 ( $\text{g}/\text{cm}^3$ ) = 0.30

$x_1$  : 積雪気温 ( $^{\circ}\text{C} \cdot \text{day}$ ) = -2.0

$x_2$  : 風程 ( $\text{m}/\text{s} \cdot \text{day}$ ) = 2.0

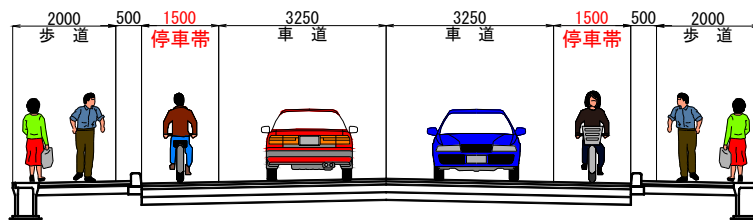
- ・ 上記の計算式より、一次堆雪幅  $W_4 \approx 1.25\text{m}$  (25cmラウンド) となる。
- ・ 一次堆雪幅は路上施設帯  $B = 0.50\text{m}$  も含むのでその分の幅員を除外する。
- ・ 冬期路肩の標準値  $W_3 = 0.50\text{m}$  を加える。
- ・ 以上より、必要路肩幅は

$$W = W_4 - B + W_3 = 1.25 - 0.50 + 0.50 = 1.25\text{m} \text{ である。}$$



## ④ 停車帯（第8条）

都市部では必要に応じて停車帯 ( $W = 1.50\text{m}$ 以上) を設ける。（大型自動車交通量等を考慮）





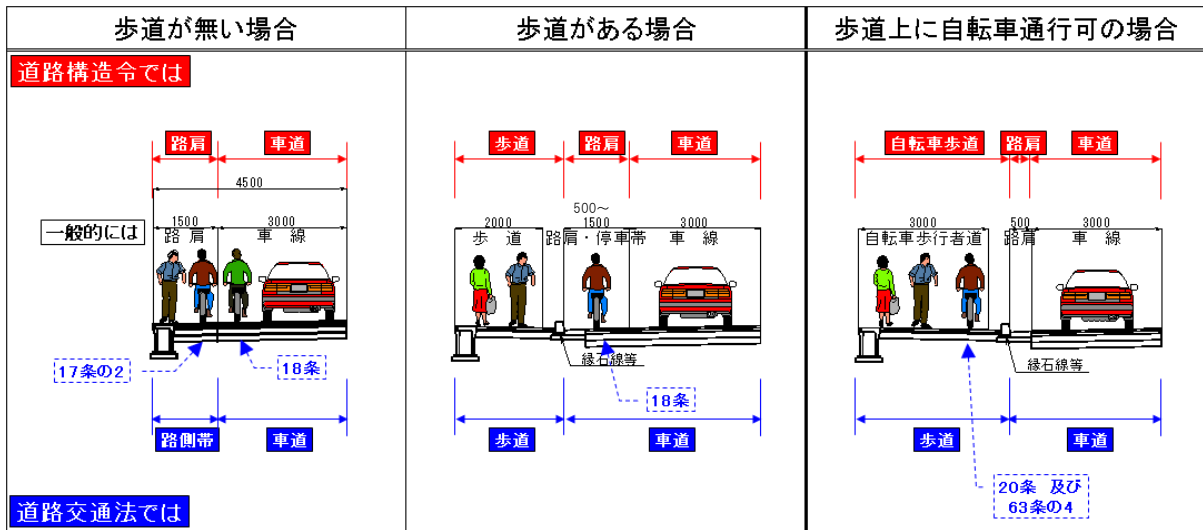
～路肩に関する話～

■路肩の機能について（道路構造令の運用と解説 P206）

（路肩の機能）

- I) 車道, 歩道, 自転車道または自転車歩行者道に接続して道路の主要構造部を保護する。
- II) 側方余裕幅として交通の安全性と快適性に寄与する。
- III) 歩道等を有しない道路にあっては, 歩行者・自転車の通行部分ともなる。
- IV) 広幅員の路肩は自転車走行空間としての機能も有する。
- V) 広幅員の路肩は車両の一時停車スペースとしての機能も有する。

■道路構造令と道路交通法との違いは？



	道路構造令 《第2条》	道路交通法《第2条》
車道	専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分（自転車道を除く）	車両の通行の用に供するため緑石若しくはさくその他これに類する工作物又は道路標示によって区画された道路の部分
路肩	道路の主要構造を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分	X
路側帯	X	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたものをいう。
歩道	専ら歩行者の通行の用に供するために、緑石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分	歩行者の通行の用に供するため緑石線又はさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分
自転車道	専ら自転車の通行の用に供するために、緑石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分	自転車の通行の用に供するため緑石線若しくはさくその他これに類する工作物によって区画された道路の部分
自転車歩行者道	専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、緑石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分	X

■道路交通法における通行箇所について

<p>自動車</p>	<p>《道路交通法第17条》 (通行区分)</p> <p>1 車両は、歩道又は路側帯(「歩道等」という)と車道の区分がある道路においては、<u>車道を通行しなければならない。</u></p> <p>2 <u>道路の中央から左の部分を通行しなければならない。</u></p> <p>《道路交通法第18条》 (左側寄り通行等)</p> <p>1 車両は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、<u>自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。</u></p>
<p>自転車</p>	<p>《道路交通法第17条の2》 (軽車両の路側帯通行)</p> <p>1 軽車両は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、<u>路側帯(軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によって区画されたものを除く。)を通行することができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならない。</p> <p>《道路交通法第18条》 (左側寄り通行等)</p> <p>1 車両は、車両通行帯の設けられた道路を通行する場合を除き、<u>自動車及び原動機付自転車にあっては道路の左側に寄って、軽車両にあっては道路の左側端に寄って、それぞれ当該道路を通行しなければならない。</u></p> <p>《道路交通法第20条》 (車両通行帯)</p> <p>2 車両は、<u>車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているときは、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。</u></p> <p>《道路交通法第63条の4》 (普通自転車の歩道通行)</p> <p>1 普通自転車は次に掲げるときは、歩道を通行することができる。</p> <p>①道路標識等により当該歩道を通行することができるとされているとき</p> <p>②運転者が、児童、幼児その他の車道を通行することが危険であると認められるもの</p> <p>③車道又は通行の状況に照らして通行の安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき</p> <p>2 普通自転車は当該歩道の中央から車道よりの部分(道路標識等により通行すべき部分が指定されているときは、その指定された部分)を徐行しなければならない。</p>
<p>歩行者</p>	<p>《道路交通法第10条》 (通行区分)</p> <p>1 歩道又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯と車道の区分のない道路においては、<u>道路の右側端に寄って通行しなければならない。ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端によって通行することができる。</u></p> <p>2 歩行者は、歩道等と車道の区分のある道路においては、次の各号に掲げる場合を除き、<u>歩道等を通行しなければならない。</u></p>

## 第3章 関連事項

### 3-1 ローカルルールについて

#### ■ 1. 5車線の道路整備

比較的交通量の少ない道路において、2車線整備にこだわらず地域の実情にあった最低限の道路整備を早急に、かつ地域住民の合意形成を図りつつ（みちづくり協議会などを活用）、整備を進める整備方法。

#### 【1. 5車線の道路整備に求める性能】

- ・安全で安心できる通行の確保（見通しの確保、交差箇所の整備）
- ・迅速な整備（大幅なコスト縮減）

#### 【整備手法】

早期に事業効果を発現するため、

- ①可能な限り現道を有効活用
- ②交角是正や待避所設置などの「局部改良」  
などを組み合わせて行う整備手法である。

#### 【道路構造基準等を定める条例での解釈】

小区間改築の場合の特例（第43条）の規定を活用している。

#### ①道路の交通に著しい支障がある小区間についての応急措置

幅員が狭い、線形が悪いなど道路の交通の隘路となっている小区間を応急的に改築する場合において、これらに隣接する区間が未改良など条例の基準に適合していないときは、基準の一部の規定の適用を緩和することができる。

《規定緩和の対象となる規定》

車線等、車線の分離等、副道、停車帯、軌道敷、自転車道、自転車歩行者道、歩道、植樹帯、曲線半径、曲線部の片勾配、曲線部の車線等の拡幅、緩和区間、視距、縦断勾配、登坂車線、縦断曲線、舗装、合成勾配

#### ②道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間についての応急措置

歩道等の未整備、視距の未確保区間など道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合、基準の一部の規定の適用を緩和することができる。

《規定緩和の対象となる条例》

車線等、車線の分離等、副道、路肩、停車帯、軌道敷、自転車道、自転車歩行者道、歩道、植樹帯、視距、登坂車線、舗装、横断勾配、歩行者専用道路

### 3-2 バリアフリーに関して

「地域主権一括法案」が公布されたことを受けて、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正により、移動円滑化のために必要な基準は、各自治体で定めることとなり、省令（移動円滑化のために必要な道路構造の基準）の基準を参酌し、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例を改正した。

#### ■移動円滑化のために必要な道路構造の基準

移動等円滑化のために必要な道路構造の基準は、既存の県バリアフリー条例と整合を図り、バリアフリー条例施行規則の中の別表3に整備基準を新たに記載することとした。

これまで整備する中でも、省令と県バリアフリー条例を比較し厳しいものを用いていたことから、整備基準についての変更は無い。

ただし、今回の条例制定において、路面電車に関する事項については、県内で該当箇所がないことから、石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の別表第3に記載する際には削除することとした。

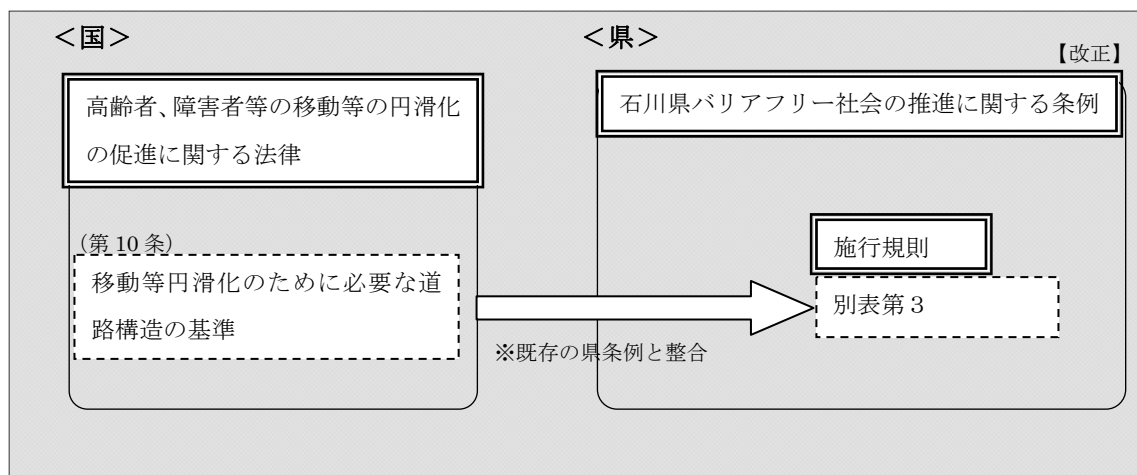


図 3-1) 法体系イメージ（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）

## 第4章      参考資料

- 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表  
(P 21 ~ P 38)
- 道路構造基準等を定める条例（平成24年石川県条例第66号）  
(P 39 ~ P 61)
- 道路標識の寸法を定める規則（平成24年石川県規則第50号）  
(P 62 ~ P 67)
- 道路法（抜粋）（昭和27年6月10日法律第180号）  
(P 68)
- 道路法施行令（抜粋）（昭和27年12月4日政令第479号）  
(P 69)

## 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	変更箇所
	内閣は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第1項及び第2項の規定に基づき、この政令を制定する。		
(この政令の趣旨)	第1条 この政令は、道路を新設し、又は改築する場合における高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準にあっては、道路法(以下「法」という。)第三十条第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。)並びに道路管理者である地方公共団体の条例で都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(同項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものを除く。)を定めるに当たって参酌すべき一般的技術基準を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。	・条例策定に際し変更 ・道路法の以下の規定に基づき規定 【30条3項 道路の構造の基準】 【45条3項 道路標識等の設置】 【48条3項 道路等との交差の方式】
(用語の定義)	第2条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(用語の定義) 第2条 この条例において、使用する用語は、法及び道路構造令(昭和45年政令第320号。以下「政令」という。)において使用する用語の例による。	・条例策定に際し変更 ・用語の定義は政省令に委任
	一 歩道 専ら歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。		無し
	二 自転車道 専ら自転車の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。		無し
	三 自転車歩行者道 専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために、縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分をいう。		無し
	四 車道 専ら車両の通行の用に供することを目的とする道路の部分(自転車道を除く。)をいう。		無し
	五 車線 一縦列の自動車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分(副道を除く。)をいう。		無し
	六 付加追越車線 専ら自動車の追越しの用に供するために、車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)に付加して設けられる車線をいう。		無し
	七 登坂車線 上り勾配の道路において速度の著しく低下する車両を他の車両から分離して通行させることを目的とする車線をいう。		無し
	八 屈折車線 自動車を右折させ、又は左折させることを目的とする車線をいう。		無し
	九 変速車線 自動車を加速させ、又は減速させることを目的とする車線をいう。		無し
	十 中央帯 車線を往復の方向別に分離し、及び側方余裕を確保するために設けられる帯状の道路の部分をいう。		無し
	十一 副道 盛土、切土等の構造上の理由により車両の沿道への出入りが妨げられる区間がある場合に当該出入りを確保するため、当該区間に並行して設けられる帯状の車道の部分をいう。		無し
	十二 路肩 道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分をいう。		無し
	十三 側帯 車両の運転者の視線を誘導し、及び側方余裕を確保する機能を分担させるために、車道に接続して設けられる帯状の中央帯又は路肩の部分をいう。		無し
	十四 停車帯 主として車両の停車の用に供するために設けられる帯状の車道の部分をいう。		無し
	十五 軌道敷 専ら路面電車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。以下同じ。)の通行の用に供することを目的とする道路の部分をいう。		無し
	十六 交通島 車両の安全かつ円滑な通行を確保し、又は横断する歩行者若しくは乗合自動車若しくは路面電車に乘降する者の安全を図るために、交差点、車道の分岐点、乗合自動車の停留所、路面電車の停留場等に設けられる島状の施設をいう。		無し
	十七 植樹帯 専ら良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的として、樹木を植栽するために縁石線又はさくその他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分をいう。		無し

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>																																												
	十八 路上施設 道路の附属物(共同溝及び電線共同溝を除く。)で歩道、自転車道、自転車歩行者道、中央帯、路肩、自転車専用道路、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路に設けられるものをいう。 十九 都市部 市街地を形成している地域又は市街地を形成する見込みの多い地域をいう。 二十 地方部 都市部以外の地域をいう。 二十一 計画交通量 道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向、将来の自動車交通の状況等を勘案して、国土交通省令で定めるところにより、当該道路の新設又は改築に関する計画を策定する者で国土交通省令で定めるものが定める自動車の日交通量をいう。 二十二 設計速度 道路の設計の基礎とする自動車の速度をいう。 二十三 視距 車線(車線を有しない道路にあつては、車道。以下この号において同じ。)の中心線上二メートルの高さから当該車線の中心線上にある高さ十センチメートルの物の頂点を見とおすことができる距離を当該車線の中心線に沿つて測つた長さをいう。		無し 無し 無し 無し 無し 無し																																												
(道路の区分)	(道路の区分) 第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。	(道路の区分) 第3条 道路は、次の表に定めるところにより、第1種から第4種までに区分するものとする。	無し ・高速自動車国道を削除																																												
	<table border="1" data-bbox="240 891 663 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の存する地域</th> <th>地方部</th> <th>都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>高速自動車国道及び自動車専用道路</td> <td></td> <td>第1種</td> <td>第2種</td> </tr> <tr> <td>その他の道路</td> <td></td> <td>第3種</td> <td>第4種</td> </tr> </tbody> </table>	道路の存する地域		地方部	都市部	高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別				高速自動車国道及び自動車専用道路		第1種	第2種	その他の道路		第3種	第4種	<table border="1" data-bbox="708 891 1166 1003"> <thead> <tr> <th colspan="2">道路の存する地域</th> <th>地方部</th> <th>都市部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路又はその他の道路の別</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td></td> <td>第1種</td> <td>第2種</td> </tr> <tr> <td>その他の道路</td> <td></td> <td>第3種</td> <td>第4種</td> </tr> </tbody> </table>	道路の存する地域		地方部	都市部	自動車専用道路又はその他の道路の別				自動車専用道路		第1種	第2種	その他の道路		第3種	第4種	・条例化に際し変更 ・「1級下に区分できる」を削除し、別途3項に記載												
道路の存する地域		地方部	都市部																																												
高速自動車国道及び自動車専用道路又はその他の道路の別																																															
高速自動車国道及び自動車専用道路		第1種	第2種																																												
その他の道路		第3種	第4種																																												
道路の存する地域		地方部	都市部																																												
自動車専用道路又はその他の道路の別																																															
自動車専用道路		第1種	第2種																																												
その他の道路		第3種	第4種																																												
一 第1種の道路	2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、第2種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級又は第2級に、第3種の道路は、第3号の表に定めるところにより第1級から第5級までに、第4種の道路は、第4号の表に定めるところにより第1級から第4級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては当該する級が第1種第4級、第2種第2級、第3種第5級又は第4種第4級である場合を除き、該当する級の1級下に区分することができる。	2 第1種の道路は、第1号の表に定めるところにより第2級から第4級までに、第2種の道路は、第2号の表に定めるところにより第1級又は第2級に、第3種の道路は、第3号の表に定めるところにより第2級から第4級までに、第4種の道路は、第4号の表に定めるところにより第1級から第3級までに、それぞれ区分するものとする。	無し ・高速自動車国道を削除 ・それ以外の道路を自動車専用道路に変更 ・計画交通量の区分の表記を変更																																												
二 第2種の道路	<table border="1" data-bbox="240 1312 663 1503"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の種類</th> <th rowspan="2">道路の存する地域の地形</th> <th colspan="3">計画交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> <tr> <th>30,000以上</th> <th>20,000以上 30,000未満</th> <th>10,000以上 20,000未満</th> <th>10,000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">高速自動車国道</td> <td>平地部</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高速自動車国道以外の道路</td> <td>平地部</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)			30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000未満	高速自動車国道	平地部	第1級	第2級	第3級	第4級	山地部	第2級	第3級	第4級		高速自動車国道以外の道路	平地部	第2級	第3級	第4級		山地部	第3級	第4級			<table border="1" data-bbox="727 1339 1142 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の種類</th> <th rowspan="2">道路の存する地域の地形</th> <th colspan="2">計画交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> <tr> <th>20,000以上</th> <th>20,000未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自動車専用道路</td> <td>平地部</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>山地部</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)		20,000以上	20,000未満	自動車専用道路	平地部	第2級	第3級	山地部	第3級	第4級	無し
道路の種類	道路の存する地域の地形			計画交通量 (単位 1日につき台)																																											
		30,000以上	20,000以上 30,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000未満																																										
高速自動車国道	平地部	第1級	第2級	第3級	第4級																																										
	山地部	第2級	第3級	第4級																																											
高速自動車国道以外の道路	平地部	第2級	第3級	第4級																																											
	山地部	第3級	第4級																																												
道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量 (単位 1日につき台)																																													
		20,000以上	20,000未満																																												
自動車専用道路	平地部	第2級	第3級																																												
	山地部	第3級	第4級																																												
三 第3種の道路	<table border="1" data-bbox="240 1597 663 1727"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の種類</th> <th rowspan="2">道路の存する地区</th> <th colspan="2">大都市の都心部以外の地区</th> <th colspan="2">大都市の都心部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td colspan="2">第1級</td> <td colspan="2">第2級</td> </tr> <tr> <td>高速自動車国道以外の道路</td> <td></td> <td colspan="2">第1級</td> <td colspan="2">第2級</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	道路の存する地区	大都市の都心部以外の地区		大都市の都心部		高速自動車国道	第1級		第2級		高速自動車国道以外の道路		第1級		第2級		<table border="1" data-bbox="708 1574 1166 1686"> <thead> <tr> <th rowspan="2">道路の種類</th> <th rowspan="2">道路の存する地区</th> <th colspan="2">大都市の都心部以外の地区</th> <th colspan="2">大都市の都心部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自動車専用道路</td> <td colspan="2">第1級</td> <td colspan="2">第2級</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	道路の存する地区	大都市の都心部以外の地区		大都市の都心部		自動車専用道路	第1級		第2級		無し ・一般国道を削除 ・都道府県道を県道に変更 ・市町村道を削除 ・計画交通量の区分の表記を変更																
道路の種類	道路の存する地区			大都市の都心部以外の地区		大都市の都心部																																									
		高速自動車国道	第1級		第2級																																										
高速自動車国道以外の道路		第1級		第2級																																											
道路の種類	道路の存する地区	大都市の都心部以外の地区		大都市の都心部																																											
		自動車専用道路	第1級		第2級																																										



# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

<p style="text-align: center;"><b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正：H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;"><b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;">変更箇所</p>																																
<p>四 第4種の道路</p>	<p>四 第4種の道路</p>	<p>無し</p>																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">道路の種類</td> <td>計画交通量 (単位1日につき台)</td> <td>10,000以上</td> <td>4,000以上 10,000未満</td> <td>500以上 4,000未満</td> <td>500未満</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td>都道府県道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町村道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> <td>第4級</td> <td></td> </tr> </table>	道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)	10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満	一般国道	第1級	第2級	第3級	第4級	都道府県道	第1級	第2級	第3級	第4級		市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td rowspan="2">道路の種類</td> <td>計画交通量 (単位1日につき台)</td> <td>10,000以上</td> <td>4,000以上 10,000未満</td> <td>4,000未満</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>第1級</td> <td>第2級</td> <td>第3級</td> </tr> </table>	道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)	10,000以上	4,000以上 10,000未満	4,000未満	県道	第1級	第2級	第3級	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般国道を削除</li> <li>・都道府県道を県道に変更</li> <li>・市町村道を削除</li> </ul>
道路の種類		計画交通量 (単位1日につき台)	10,000以上	4,000以上 10,000未満	500以上 4,000未満	500未満																												
	一般国道	第1級	第2級	第3級	第4級																													
都道府県道	第1級	第2級	第3級	第4級																														
市町村道	第1級	第2級	第3級	第4級																														
道路の種類	計画交通量 (単位1日につき台)	10,000以上	4,000以上 10,000未満	4,000未満																														
	県道	第1級	第2級	第3級																														
<p>3 前2項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮しておこなうものとする。</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる区分とすることができる。</p>	<p>・区分を変更に関する規定を記載</p>																																
<p>4 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車が行き交うことができる道路があるときは、小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。</p>	<p>二 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 前号各号の表の該当する級が第一種第四級又は第二種第二級である場合を除き、同表の該当する級の一級下の級(第三種第四級にあつては第三種第五級、第四種第三級にあつては第四種第四級)</p>	<p>・1級下に区分できる規定をここに記載(道路構造令3条2項に記載していたもの)</p>																																
<p>5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。</p>	<p>二 交通の状況等を考慮し、特に必要がある場合 前項各号の表の該当する級が第二種第一級及び第四種第一級である場合を除き、同表の該当する級の二級上の級(第一種第二級にあつては第一種第一級、第三種第二級にあつては第三種第一級)</p>	<p>★独自規定を追加 「1級上に区分できる独自規定」 →詳細については、【運用と解説】による</p>																																
<p>6 道路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。</p>	<p>4 前3項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。</p>	<p>・項ずれ変更 ・「おこなう」→「行う」</p>																																
<p>6 道路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。</p>	<p>5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車が行き交うことができる道路があるときは、小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。</p>	<p>・項ずれ変更</p>																																
<p>6 道路は、小型道路(第四項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。</p>	<p>6 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。</p>	<p>・項ずれ変更 ・上記による変更 「第四項」→「第五項」</p>																																
<p>(高速自動車国道及び一般国道の構造の一般的技術的基準) 第3条の2 高速自動車国道又は一般国道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準は、次条から第四十条までに定めるところによる。</p>	<p>7 道路は、小型道路(第五項に規定する小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分)をいう。以下同じ。)と普通道路(小型道路以外の道路及び道路の部分)をいう。以下同じ。)とに区分するものとする。</p>	<p>(削除) ・H23.12.26の改正時に追記 高速自動車国道及び一般国道の基準として記載</p>																																
<p>(設計車両) 第4条 道路の設計にあつては、第一種、第二種、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては小型自動車及びセミトレーラ連結車(自動車と前軸を有しない被牽引車との結合体であつて、被牽引車の一部が自動車にのせられ、かつ、被牽引車及びその積載物の重量の相当の部分が自動車によって支えられるものをいう。以下同じ。)が、その他の普通道路にあつては小型自動車及び普通自動車が、小型道路にあつては小型自動車等が安全かつ円滑に通行することができるようにするものとする。</p>	<p>2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。</p>	<p>(削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 一政令で定める(道路法第30条第2項)</p>																																
<p>2 道路の設計の基礎とする自動車(以下「設計車両」という。)の種類ごとの諸元は、それぞれ次の表に掲げる値とする。</p>	<p>(削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 一政令で定める(道路法第30条第2項)</p>	<p>(削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 一政令で定める(道路法第30条第2項)</p>																																

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<p style="text-align: center;"><b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;"><b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;"><b>変更箇所</b></p>																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計車両</th> <th>長さ</th> <th>幅</th> <th>高さ</th> <th>前輪オーバーハング</th> <th>軸距</th> <th>後輪オーバーハング</th> <th>最前半径</th> <th>最小半径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型自動車</td> <td>4.7</td> <td>1.7</td> <td>2</td> <td>0.8</td> <td>2.7</td> <td>1.2</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小型自動車等</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2.8</td> <td>1</td> <td>3.7</td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>12</td> <td>2.5</td> <td>3.8</td> <td>1.5</td> <td>6.5</td> <td>4</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>セミトレーラ連結車</td> <td>16.5</td> <td>2.5</td> <td>3.8</td> <td>1.3</td> <td>前軸距4 後軸距9</td> <td>2.2</td> <td>12</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 前輪オーバーハング 車体の前面から前輪の車輪の中心までの距離をいう。</p> <p>二 軸距 前輪の車輪の中心から後輪の車輪の中心までの距離をいう。</p> <p>三 後輪オーバーハング 後輪の車輪の中心から車体の後面までの距離をいう。</p>	設計車両	長さ	幅	高さ	前輪オーバーハング	軸距	後輪オーバーハング	最前半径	最小半径	小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6		小型自動車等	6	2	2.8	1	3.7	1.3	7		普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12		セミトレーラ連結車	16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距4 後軸距9	2.2	12			<p>(削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 →政令で定める(道路法第30条第2項)</p>			
設計車両	長さ	幅	高さ	前輪オーバーハング	軸距	後輪オーバーハング	最前半径	最小半径																																											
小型自動車	4.7	1.7	2	0.8	2.7	1.2	6																																												
小型自動車等	6	2	2.8	1	3.7	1.3	7																																												
普通自動車	12	2.5	3.8	1.5	6.5	4	12																																												
セミトレーラ連結車	16.5	2.5	3.8	1.3	前軸距4 後軸距9	2.2	12																																												
(車線等)	<p>(車線等) 第5条 車道(副道、停車帯その他国土交通省令で定める部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、この限りでない。</p>	<p>(車線等) 第4条 車道(副道、停車帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。))第2条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。</p>	<p>・条番号を変更 ・国土交通省令を具体的に記載 ・道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号)</p>																																																
	<p>2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。</p>	<p>2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量(自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。)の欄に掲げる値以下である道路の車線(付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。)の数は、二とする。</p>	<p>無し</p>																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 形</th> <th>設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td>第 2 級 平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第 1 種	第 2 級 平地部	14,000	第 3 級 平地部	14,000	第 3 級 山地部	10,000	第 4 級 平地部	13,000		第 4 級 山地部	9,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 形</th> <th>設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td>第 2 級 平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>14,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>13,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第 1 種	第 2 級 平地部	14,000	第 3 級 平地部	14,000	第 3 級 山地部	10,000	第 4 級 平地部	13,000		第 4 級 山地部	9,000	<p>無し</p>																		
区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)																																																	
第 1 種	第 2 級 平地部	14,000																																																	
	第 3 級 平地部	14,000																																																	
	第 3 級 山地部	10,000																																																	
	第 4 級 平地部	13,000																																																	
	第 4 級 山地部	9,000																																																	
区 分	地 形	設計基準交通量 (単位 1日につき台)																																																	
第 1 種	第 2 級 平地部	14,000																																																	
	第 3 級 平地部	14,000																																																	
	第 3 級 山地部	10,000																																																	
	第 4 級 平地部	13,000																																																	
	第 4 級 山地部	9,000																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 3 種</td> <td>第 2 級 平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 1 級</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>	第 3 種	第 2 級 平地部	9,000	第 3 級 平地部	8,000	第 3 級 山地部	6,000	第 4 級 平地部	8,000		第 4 級 山地部	6,000	第 4 種	第 1 級	12,000	第 2 級	10,000	第 3 級	9,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 3 種</td> <td>第 2 級 平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 1 級</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の設計基準交通量に0.8を乗じた値を設計基準交通量とする。</p>	第 3 種	第 2 級 平地部	9,000	第 3 級 平地部	8,000	第 3 級 山地部	6,000	第 4 級 平地部	8,000		第 4 級 山地部	6,000	第 4 種	第 1 級	12,000	第 2 級	10,000	第 3 級	9,000	<p>無し</p>										
第 3 種	第 2 級 平地部		9,000																																																
	第 3 級 平地部		8,000																																																
	第 3 級 山地部		6,000																																																
	第 4 級 平地部	8,000																																																	
	第 4 級 山地部	6,000																																																	
第 4 種	第 1 級	12,000																																																	
	第 2 級	10,000																																																	
	第 3 級	9,000																																																	
第 3 種	第 2 級 平地部	9,000																																																	
	第 3 級 平地部	8,000																																																	
	第 3 級 山地部	6,000																																																	
	第 4 級 平地部	8,000																																																	
	第 4 級 山地部	6,000																																																	
第 4 種	第 1 級	12,000																																																	
	第 2 級	10,000																																																	
	第 3 級	9,000																																																	
	<p>3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの及び第三種第五級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p>	<p>3 前項に規定する道路以外の道路(第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。</p>	<p>・国の基準では第四種第四級は取れないこと。 「第三種第五級」→「第三種第五級及び第四種第四級」に変更</p>																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 形</th> <th>1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 1 種</td> <td>第 1 級 平地部</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 平地部</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 山地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 種</td> <td>第 1 級</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>17,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第 1 種	第 1 級 平地部	12,000	第 2 級 平地部	12,000	第 2 級 山地部	9,000	第 3 級 平地部	11,000	第 3 級 山地部	8,000	第 4 級 平地部	11,000		第 4 級 山地部	8,000	第 2 種	第 1 級	18,000	第 2 級	17,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>地 形</th> <th>1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">第 1 種</td> <td>第 1 級 平地部</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 平地部</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 山地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 4 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 2 種</td> <td>第 1 級</td> <td>18,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>17,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)	第 1 種	第 1 級 平地部	12,000	第 2 級 平地部	12,000	第 2 級 山地部	9,000	第 3 級 平地部	11,000	第 3 級 山地部	8,000	第 4 級 平地部	11,000		第 4 級 山地部	8,000	第 2 種	第 1 級	18,000	第 2 級	17,000	<p>無し</p>
区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)																																																	
第 1 種	第 1 級 平地部	12,000																																																	
	第 2 級 平地部	12,000																																																	
	第 2 級 山地部	9,000																																																	
	第 3 級 平地部	11,000																																																	
	第 3 級 山地部	8,000																																																	
	第 4 級 平地部	11,000																																																	
	第 4 級 山地部	8,000																																																	
第 2 種	第 1 級	18,000																																																	
	第 2 級	17,000																																																	
区 分	地 形	1車線当たりの設計基準交通量 (単位 1日につき台)																																																	
第 1 種	第 1 級 平地部	12,000																																																	
	第 2 級 平地部	12,000																																																	
	第 2 級 山地部	9,000																																																	
	第 3 級 平地部	11,000																																																	
	第 3 級 山地部	8,000																																																	
	第 4 級 平地部	11,000																																																	
	第 4 級 山地部	8,000																																																	
第 2 種	第 1 級	18,000																																																	
	第 2 級	17,000																																																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 3 種</td> <td>第 1 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 山地部</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第 1 級</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>	第 3 種	第 1 級 平地部	11,000	第 2 級 平地部	9,000	第 2 級 山地部	7,000	第 3 級 平地部	8,000	第 3 級 山地部	6,000	第 4 種	第 4 級 山地部	5,000	第 1 級	12,000	第 2 級	10,000	第 3 級	10,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td rowspan="5">第 3 種</td> <td>第 1 級 平地部</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 平地部</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級 山地部</td> <td>7,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 平地部</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級 山地部</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 4 級 山地部</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>第 1 級</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>交差点の多い第4種の道路については、この表の1車線当たりの設計基準交通量に0.6を乗じた値を1車線当たりの設計基準交通量とする。</p>	第 3 種	第 1 級 平地部	11,000	第 2 級 平地部	9,000	第 2 級 山地部	7,000	第 3 級 平地部	8,000	第 3 級 山地部	6,000	第 4 種	第 4 級 山地部	5,000	第 1 級	12,000	第 2 級	10,000	第 3 級	10,000	<p>・記載を変更 「あたり」→「当たり」</p>								
第 3 種	第 1 級 平地部		11,000																																																
	第 2 級 平地部		9,000																																																
	第 2 級 山地部		7,000																																																
	第 3 級 平地部		8,000																																																
	第 3 級 山地部	6,000																																																	
第 4 種	第 4 級 山地部	5,000																																																	
	第 1 級	12,000																																																	
	第 2 級	10,000																																																	
第 3 級	10,000																																																		
第 3 種	第 1 級 平地部	11,000																																																	
	第 2 級 平地部	9,000																																																	
	第 2 級 山地部	7,000																																																	
	第 3 級 平地部	8,000																																																	
	第 3 級 山地部	6,000																																																	
第 4 種	第 4 級 山地部	5,000																																																	
	第 1 級	12,000																																																	
	第 2 級	10,000																																																	
第 3 級	10,000																																																		

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>																																																																																																																										
	<p>4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="248 501 675 672"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車線の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td colspan="2">3.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td colspan="2">3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="248 696 675 1081"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>普通道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>第2級及び第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		車線の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	3.5		第2級	3.5		第3級	普通道路	3.25	小型道路	3.25	第4級	普通道路	3	小型道路	3	第2種	第1級	普通道路	3.5	第2級	普通道路	3.25	小型道路	3	第3種	第1級	普通道路	3.5	小型道路	3	第2級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第3級	普通道路	3	小型道路	2.75	第4級	普通道路	2.75	第4種	第1級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第2級及び第3級	普通道路	3	第3級	小型道路	2.75	<p>4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="735 501 1161 672"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車線の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td colspan="2">3.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td colspan="2">3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="735 696 1161 1081"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第2種</td> <td>第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">第3種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> <td>普通道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>3.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> <tr> <td>第2級及び第3級</td> <td>普通道路</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> <td>小型道路</td> <td>2.75</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		車線の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	3.5		第2級	3.5		第3級	普通道路	3.25	小型道路	3.25	第4級	普通道路	3	小型道路	3	第2種	第1級	普通道路	3.5	第2級	普通道路	3.25	小型道路	3	第3種	第1級	普通道路	3.5	小型道路	3	第2級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第3級	普通道路	3	小型道路	2.75	第4級	普通道路	2.75	第4種	第1級	普通道路	3.25	小型道路	2.75	第2級及び第3級	普通道路	3	第3級	小型道路	2.75	<p>無し</p> <p>無し</p> <p>無し</p>
区 分		車線の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	3.5																																																																																																																											
	第2級	3.5																																																																																																																											
	第3級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	3.25																																																																																																																										
第4級	普通道路	3																																																																																																																											
	小型道路	3																																																																																																																											
第2種	第1級	普通道路	3.5																																																																																																																										
	第2級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	3																																																																																																																										
第3種	第1級	普通道路	3.5																																																																																																																										
		小型道路	3																																																																																																																										
	第2級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
	第3級	普通道路	3																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
第4級	普通道路	2.75																																																																																																																											
第4種	第1級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
	第2級及び第3級	普通道路	3																																																																																																																										
第3級	小型道路	2.75																																																																																																																											
区 分		車線の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	3.5																																																																																																																											
	第2級	3.5																																																																																																																											
	第3級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	3.25																																																																																																																										
第4級	普通道路	3																																																																																																																											
	小型道路	3																																																																																																																											
第2種	第1級	普通道路	3.5																																																																																																																										
	第2級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	3																																																																																																																										
第3種	第1級	普通道路	3.5																																																																																																																										
		小型道路	3																																																																																																																										
	第2級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
	第3級	普通道路	3																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
第4級	普通道路	2.75																																																																																																																											
第4種	第1級	普通道路	3.25																																																																																																																										
		小型道路	2.75																																																																																																																										
	第2級及び第3級	普通道路	3																																																																																																																										
第3級	小型道路	2.75																																																																																																																											
	<p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十一条の二の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。</p>	<p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十五条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。</p>	<p>・条ずれによる変更 「第三十一条の二」→「第三十五条」</p>																																																																																																																										
<p>(車線の分離等) 第6条</p>	<p>(車線の分離等) 第6条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。</p>	<p>(車線の分離等) 第5条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。</p>	<p>・条番号を変更</p>																																																																																																																										
	<p>2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。</p>	<p>2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。</p>	<p>無し</p>																																																																																																																										
	<p>3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。</p>	<p>3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。</p>	<p>無し</p>																																																																																																																										
	<p>4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="248 1805 675 2168"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td>4.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">1.5</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>2.25</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>1.75</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">1.75</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	4.5	2	第2級	3	1.5	第3級	第4級	第2種	第1級	2.25	1.5	第2級	1.75	1.25	第3種	第1級	1.75	1	第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	1		第2級	第3級	<p>4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p> <table border="1" data-bbox="735 1805 1161 2168"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td>4.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">1.5</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>2.25</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>1.75</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">1.75</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	4.5	2	第2級	3	1.5	第3級	第4級	第2種	第1級	2.25	1.5	第2級	1.75	1.25	第3種	第1級	1.75	1	第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	1		第2級	第3級	<p>無し</p> <p>無し</p>																																																								
区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	4.5	2																																																																																																																										
	第2級	3	1.5																																																																																																																										
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第2種	第1級	2.25	1.5																																																																																																																										
	第2級	1.75	1.25																																																																																																																										
第3種	第1級	1.75	1																																																																																																																										
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第4種	第1級	1																																																																																																																											
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	4.5	2																																																																																																																										
	第2級	3	1.5																																																																																																																										
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第2種	第1級	2.25	1.5																																																																																																																										
	第2級	1.75	1.25																																																																																																																										
第3種	第1級	1.75	1																																																																																																																										
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第4種	第1級	1																																																																																																																											
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
	<table border="1" data-bbox="248 1805 675 2168"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td>4.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">1.5</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>2.25</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>1.75</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">1.75</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	4.5	2	第2級	3	1.5	第3級	第4級	第2種	第1級	2.25	1.5	第2級	1.75	1.25	第3種	第1級	1.75	1	第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	1		第2級	第3級	<table border="1" data-bbox="735 1805 1161 2168"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯の幅員(単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級</td> <td>4.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td rowspan="3">3</td> <td rowspan="3">1.5</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>2.25</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td>1.75</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第3種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="4">1.75</td> <td rowspan="4">1</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> <tr> <td>第4級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第4種</td> <td>第1級</td> <td rowspan="3">1</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> </tr> <tr> <td>第3級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)		第1種	第1級	4.5	2	第2級	3	1.5	第3級	第4級	第2種	第1級	2.25	1.5	第2級	1.75	1.25	第3種	第1級	1.75	1	第2級	第3級	第4級	第4種	第1級	1		第2級	第3級	<p>無し</p>																																																								
区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	4.5	2																																																																																																																										
	第2級	3	1.5																																																																																																																										
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第2種	第1級	2.25	1.5																																																																																																																										
	第2級	1.75	1.25																																																																																																																										
第3種	第1級	1.75	1																																																																																																																										
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第4種	第1級	1																																																																																																																											
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
区 分		中央帯の幅員(単位:メートル)																																																																																																																											
第1種	第1級	4.5	2																																																																																																																										
	第2級	3	1.5																																																																																																																										
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第2種	第1級	2.25	1.5																																																																																																																										
	第2級	1.75	1.25																																																																																																																										
第3種	第1級	1.75	1																																																																																																																										
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												
	第4級																																																																																																																												
第4種	第1級	1																																																																																																																											
	第2級																																																																																																																												
	第3級																																																																																																																												

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正: H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>																																																																																														
	5 中央帯には、側帯を設けるものとする。	5 中央帯には、側帯を設けるものとする。	無し																																																																																														
	6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	無し																																																																																														
	<table border="1" data-bbox="236 454 663 779"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="2">0.75</td> <td rowspan="4">0.25</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td rowspan="2">0.5</td> </tr> <tr> <td>第 4 級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 種</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="4">0.25</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> </tr> <tr> <td>第 4 級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="3">0.25</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)		第 1 種	第 1 級	0.75	0.25	第 2 級	第 3 級	0.5	第 4 級	第 2 種		0.5	0.25	第 3 種	第 1 級	0.25		第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 4 種	第 1 級	0.25		第 2 級	第 3 級	<table border="1" data-bbox="719 454 1147 779"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="2">0.75</td> <td rowspan="4">0.25</td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> <td rowspan="2">0.5</td> </tr> <tr> <td>第 4 級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 種</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第 3 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="4">0.25</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> </tr> <tr> <td>第 4 級</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 4 種</td> <td>第 1 級</td> <td rowspan="3">0.25</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第 2 級</td> </tr> <tr> <td>第 3 級</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)		第 1 種	第 1 級	0.75	0.25	第 2 級	第 3 級	0.5	第 4 級	第 2 種		0.5	0.25	第 3 種	第 1 級	0.25		第 2 級	第 3 級	第 4 級	第 4 種	第 1 級	0.25		第 2 級	第 3 級	無し																																				
区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)																																																																																															
第 1 種	第 1 級	0.75	0.25																																																																																														
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級	0.5																																																																																															
	第 4 級																																																																																																
第 2 種		0.5	0.25																																																																																														
第 3 種	第 1 級	0.25																																																																																															
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級																																																																																																
	第 4 級																																																																																																
第 4 種	第 1 級	0.25																																																																																															
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級																																																																																																
区 分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位:メートル)																																																																																															
第 1 種	第 1 級	0.75	0.25																																																																																														
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級	0.5																																																																																															
	第 4 級																																																																																																
第 2 種		0.5	0.25																																																																																														
第 3 種	第 1 級	0.25																																																																																															
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級																																																																																																
	第 4 級																																																																																																
第 4 種	第 1 級	0.25																																																																																															
	第 2 級																																																																																																
	第 3 級																																																																																																
	7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、 <u>さく</u> その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。	7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、 <u>柵</u> その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。	・記載を変更 「さく」→「柵」																																																																																														
	8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。	8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。	・記載を変更 「第十二条」→「政令第十二条」 ・建築限界は政令で規定																																																																																														
	9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。	9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。	無し																																																																																														
(副道)	(副道) 第7条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。	(副道) 第6条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。	・条番号を変更																																																																																														
	2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。	2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。	無し																																																																																														
(路肩)	第8条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。	(路肩) 第7条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。	・条番号を変更																																																																																														
	2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	無し																																																																																														
	<table border="1" data-bbox="236 1552 663 1888"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td rowspan="2">第 1 級及び第 2 級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td rowspan="2">1.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 級及び第 4 級</td> <td>普通道路</td> <td>1.75</td> <td rowspan="2">1.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 種</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小型道路</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第 3 種</td> <td rowspan="2">第 1 級</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> <td rowspan="2">0.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 級から第 4 級まで</td> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> <td rowspan="3">0.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第 5 級</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 種</td> <td>0.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)		第 1 種	第 1 級及び第 2 級	普通道路	2.5	1.75	小型道路	1.25	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1.75	1.25	小型道路	1	第 2 種		普通道路	1.25				小型道路	1		第 3 種	第 1 級	普通道路	1.25	0.75	小型道路	0.75	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5	小型道路	0.5	第 5 級	0.5	第 4 種		0.5			<table border="1" data-bbox="719 1552 1147 1888"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第 1 種</td> <td rowspan="2">第 1 級及び第 2 級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td rowspan="2">1.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第 3 級及び第 4 級</td> <td>普通道路</td> <td>1.75</td> <td rowspan="2">1.25</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 2 種</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>小型道路</td> <td>1</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第 3 種</td> <td rowspan="2">第 1 級</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> <td rowspan="2">0.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第 2 級から第 4 級まで</td> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> <td rowspan="3">0.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第 5 級</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第 4 種</td> <td>0.5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)		第 1 種	第 1 級及び第 2 級	普通道路	2.5	1.75	小型道路	1.25	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1.75	1.25	小型道路	1	第 2 種		普通道路	1.25				小型道路	1		第 3 種	第 1 級	普通道路	1.25	0.75	小型道路	0.75	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5	小型道路	0.5	第 5 級	0.5	第 4 種		0.5			無し
区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)																																																																																															
第 1 種	第 1 級及び第 2 級	普通道路	2.5	1.75																																																																																													
		小型道路	1.25																																																																																														
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1.75	1.25																																																																																													
		小型道路	1																																																																																														
第 2 種		普通道路	1.25																																																																																														
		小型道路	1																																																																																														
第 3 種	第 1 級	普通道路	1.25	0.75																																																																																													
		小型道路	0.75																																																																																														
	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5																																																																																													
		小型道路	0.5																																																																																														
		第 5 級	0.5																																																																																														
第 4 種		0.5																																																																																															
区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位:メートル)																																																																																															
第 1 種	第 1 級及び第 2 級	普通道路	2.5	1.75																																																																																													
		小型道路	1.25																																																																																														
	第 3 級及び第 4 級	普通道路	1.75	1.25																																																																																													
		小型道路	1																																																																																														
第 2 種		普通道路	1.25																																																																																														
		小型道路	1																																																																																														
第 3 種	第 1 級	普通道路	1.25	0.75																																																																																													
		小型道路	0.75																																																																																														
	第 2 級から第 4 級まで	普通道路	0.75	0.5																																																																																													
		小型道路	0.5																																																																																														
		第 5 級	0.5																																																																																														
第 4 種		0.5																																																																																															
	3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	無し																																																																																														

## 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行		道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行		変更箇所																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2級 及び 第3級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)		第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75	小型道路	1.25		第4級	普通道路	2.5	2	小型道路	1.25		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第2級 及び 第3級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4級</td> <td>普通道路</td> <td>2.5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>1.25</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)		第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75	小型道路	1.25		第4級	普通道路	2.5	2	小型道路	1.25		無し												
区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)																																																		
第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75																																																	
	小型道路	1.25																																																		
第4級	普通道路	2.5	2																																																	
	小型道路	1.25																																																		
区 分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)																																																		
第2級 及び 第3級	普通道路	2.5	1.75																																																	
	小型道路	1.25																																																		
第4級	普通道路	2.5	2																																																	
	小型道路	1.25																																																		
		4 第三種又は第四種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員については、歩行者や自転車の安全確保のために特に必要があると認める場合においては、第二項本文の規定にかかわらず、当該車道の交通の状況等を考慮して定めることができる。		★独自規定を追加 「歩行者や自転車の安全確保のために必要な路肩幅員を確保できる規定」 →詳細については、「運用と解説」による。																																																
4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。		5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。		・項ずれ変更																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級 及び 第2級</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級 及び 第4級</td> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)		第1種	第1級 及び 第2級	普通道路	1.25	第3級 及び 第4級	小型道路	0.75	普通道路	0.75	第2種	普通道路	0.5	小型道路	0.75	第3種	普通道路	0.5	第4種	普通道路	0.5	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級 及び 第2級</td> <td>普通道路</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級 及び 第4級</td> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第4種</td> <td>普通道路</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)		第1種	第1級 及び 第2級	普通道路	1.25	第3級 及び 第4級	小型道路	0.75	普通道路	0.75	第2種	普通道路	0.5	小型道路	0.75	第3種	普通道路	0.5	第4種	普通道路	0.5	
区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)																																																		
第1種	第1級 及び 第2級	普通道路	1.25																																																	
	第3級 及び 第4級	小型道路	0.75																																																	
		普通道路	0.75																																																	
	第2種	普通道路	0.5																																																	
小型道路		0.75																																																		
第3種	普通道路	0.5																																																		
第4種	普通道路	0.5																																																		
区 分		車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位メートル)																																																		
第1種	第1級 及び 第2級	普通道路	1.25																																																	
	第3級 及び 第4級	小型道路	0.75																																																	
		普通道路	0.75																																																	
	第2種	普通道路	0.5																																																	
小型道路		0.75																																																		
第3種	普通道路	0.5																																																		
第4種	普通道路	0.5																																																		
5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。		6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩(第三項本文に規定する路肩を除く。)又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩(同項本文に規定する路肩を除く。)の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種(第五級を除く。)の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。		・項ずれ変更																																																
6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、及び「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。		7 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、及び「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。		・項ずれ変更																																																
7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。		8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。		・項ずれ変更																																																
8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。		9 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。		・項ずれ変更																																																
9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。		10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。		・項ずれ変更																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種</td> <td>第1級</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3級 及び 第4級</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)		第1種	第1級	0.75	0.5	第2級			第3級 及び 第4級	0.5	0.25	第2種	第1級	0.6		第2級			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th colspan="2">路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1種</td> <td>第1級</td> <td>0.75</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3級 及び 第4級</td> <td>0.5</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2級</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)		第1種	第1級	0.75	0.5	第2級			第3級 及び 第4級	0.5	0.25	第2種	第1級	0.6		第2級									
区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)																																																		
第1種	第1級	0.75	0.5																																																	
	第2級																																																			
	第3級 及び 第4級	0.5	0.25																																																	
第2種	第1級	0.6																																																		
	第2級																																																			
区 分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位メートル)																																																		
第1種	第1級	0.75	0.5																																																	
	第2級																																																			
	第3級 及び 第4級	0.5	0.25																																																	
第2種	第1級	0.6																																																		
	第2級																																																			
10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。		11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。		・項ずれ変更																																																
11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。		12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第五項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。		・項ずれ変更 ・上記による変更 「第四項」→「第五項」																																																
(停車帯) 第9条	(停車帯) 第9条 第四種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。	(停車帯) 第8条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。		・条番号を変更																																																

## 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

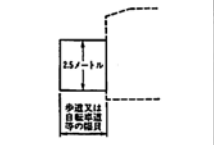
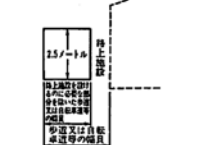
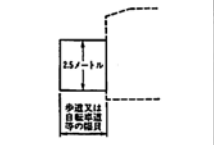
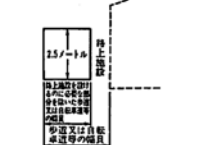
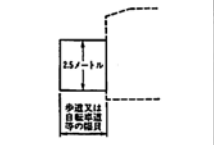
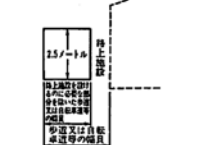
	道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	変更箇所												
	2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。	2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。	無し												
(軌道敷)	(軌道敷) 第9条の2 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。 <table border="1" data-bbox="242 472 667 560"> <thead> <tr> <th>単線又は複線の別</th> <th>軌道敷の幅員(単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単線</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位メートル)	単線	3	複線	6	(軌道敷) 第9条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。 <table border="1" data-bbox="726 472 1150 560"> <thead> <tr> <th>単線又は複線の別</th> <th>軌道敷の幅員(単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単線</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位メートル)	単線	3	複線	6	・条番号を変更
単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位メートル)														
単線	3														
複線	6														
単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位メートル)														
単線	3														
複線	6														
(自転車道)	(自転車道) 第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	(自転車道) 第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	無し												
	2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	無し												
	3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。	3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。	無し												
	4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。	4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。	・記載を変更 「第十二条」→「政令第十二条」												
	5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。	無し												
(自転車歩行者道)	(自転車歩行者道) 第10条の2 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	(自転車歩行者道) 第11条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	・条番号を変更												
	2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。	2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。	無し												
	3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	無し												
	4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	無し												
(歩道)	(歩道) 第11条 第四種の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	(歩道) 第12条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	・条番号を変更												
	2 第三種の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	無し												
	3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。	3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。ただし、歴史的資源の保全等やむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。	★独自規定を追加 「歩道の最小幅員を1.5mまで縮小することができる規定」 →詳細については、【運用と解説】による。												

## 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	変更箇所
	4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	無し
	5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。	無し
(歩行者の滞留の用に供する部分)	(歩行者の滞留の用に供する部分) 第11条の2 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。	(歩行者の滞留の用に供する部分) 第13条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。	・条番号を変更
(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)	(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員) 第11条の3 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。	(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員) 第14条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。	・条番号を変更
(植樹帯)	(植樹帯) 第11条の4 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	(植樹帯) 第15条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	・条番号を変更
	2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。	2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。	無し
	3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。 一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間	3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。 一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間 二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間	無し
	4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。	4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。	無し



# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<p align="center"><b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行</p>	<p align="center"><b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行</p>	<p align="center"><b>変更箇所</b></p>																																												
(建築限界)	<p>(建築限界) 第12条 建築限界は、車道にあつては第一図、歩道及び自転車道又は自転車歩行者道(以下「自転車道等」という。)にあつては第二図に示すところによるものとする。</p> <p>第1図</p> <table border="1" data-bbox="236 398 673 667"> <thead> <tr> <th>(1)</th> <th>(2)</th> <th>(3)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車道に接続して路肩を設ける道路の車道(3)に示す部分を除く。)</td> <td>車道に接続して路肩を設けない道路の車道(3)に示す部分を除く。)</td> <td>車道のうち分離帯又は交通島に係る部分</td> </tr> <tr> <td>歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路以外の道路の車道</td> <td>歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路の車道</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>この図において、H、a、b、c、d及びeは、それぞれ次の値を表すものとする。 H 普通道路にあつては4.5メートル、小型道路にあつては3メートル。ただし、第3種第5級又は第4種第1級の普通道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、4メートル(大型の自動車の交通量が極めて少なく、かつ、当該道路の近くに大型の自動車が迂回することができる道路があるときは、3メートル)まで縮小することができる。 a 普通道路にあつては車道に接続する路肩の幅員(路上施設を設ける路肩にあつては路肩の幅員から路上施設を設けるのに必要な値を減じた値とし、当該値が1メートルを超える場合においては1メートルとする。)、小型道路にあつては0.5メートル b 普通道路にあつてはH(3.8メートル未満の場合においては、3.8メートルとする。)から3.8メートルを減じた値、小型道路にあつては0.2メートル c及びd 分離帯に係るものにあつては、道路の区分に応じ、それぞれ次の表のcの値及びdの値に掲げる値、交通島に係るものにあつては、cは0.25メートル、dは0.5メートル</p> <table border="1" data-bbox="245 985 663 1290"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>c(単位メートル)</th> <th>d(単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td rowspan="2">第1級</td> <td>普通道路</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2級</td> <td>普通道路</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3級及び第4級</td> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>普通道路</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>第3種</td> <td>普通道路</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小型道路</td> <td>0.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2図</p> <table border="1" data-bbox="236 1317 673 1505"> <thead> <tr> <th>路上施設を設けない歩道及び自転車道等</th> <th>路上施設を設ける歩道及び自転車道等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	(1)	(2)	(3)	車道に接続して路肩を設ける道路の車道(3)に示す部分を除く。)	車道に接続して路肩を設けない道路の車道(3)に示す部分を除く。)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路の車道		区 分		c(単位メートル)	d(単位メートル)	第1種	第1級	普通道路	1	小型道路	0.5	第2級	普通道路	1	小型道路	0.5	第3級及び第4級	普通道路	0.75	小型道路	0.5	第2種	普通道路	0.75	小型道路	0.5	第3種	普通道路	0.25		小型道路	0.5	路上施設を設けない歩道及び自転車道等	路上施設を設ける歩道及び自転車道等				<p>(削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条第2項)</p>
(1)	(2)	(3)																																													
車道に接続して路肩を設ける道路の車道(3)に示す部分を除く。)	車道に接続して路肩を設けない道路の車道(3)に示す部分を除く。)	車道のうち分離帯又は交通島に係る部分																																													
歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路以外の道路の車道	歩道又は自転車道等を有しないトンネル又は長さ50メートル以上の標若しくは高架の道路の車道																																														
区 分		c(単位メートル)	d(単位メートル)																																												
第1種	第1級	普通道路	1																																												
		小型道路	0.5																																												
	第2級	普通道路	1																																												
		小型道路	0.5																																												
第3級及び第4級	普通道路	0.75																																													
	小型道路	0.5																																													
第2種	普通道路	0.75																																													
	小型道路	0.5																																													
第3種	普通道路	0.25																																													
	小型道路	0.5																																													
路上施設を設けない歩道及び自転車道等	路上施設を設ける歩道及び自転車道等																																														
																																															
(設計速度)	<p>(設計速度) 第13条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、<u>高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き</u>、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="245 1733 673 2123"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設計速度(単位1時間につきキロメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級 120</td> </tr> <tr> <td>第2級 100</td> </tr> <tr> <td>第3級 80</td> </tr> <tr> <td>第4級 60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級 80</td> </tr> <tr> <td>第2級 60</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3種</td> <td>第1級 80</td> </tr> <tr> <td>第2級 60</td> </tr> <tr> <td>第3級 60, 50又は40</td> </tr> <tr> <td>第4級 60, 40又は30</td> </tr> <tr> <td>第5級 40, 30又は20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4種</td> <td>第1級 60</td> </tr> <tr> <td>第2級 60, 50又は40</td> </tr> <tr> <td>第3級 50, 40又は30</td> </tr> <tr> <td><del>第4級 40, 30又は20</del></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設計速度(単位1時間につきキロメートル)	第1種	第1級 120	第2級 100	第3級 80	第4級 60	第2種	第1級 80	第2級 60	第3種	第1級 80	第2級 60	第3級 60, 50又は40	第4級 60, 40又は30	第5級 40, 30又は20	第4種	第1級 60	第2級 60, 50又は40	第3級 50, 40又は30	<del>第4級 40, 30又は20</del>	<p>(設計速度) 第16条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="730 1733 1158 2123"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>設計速度(単位1時間につきキロメートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">第1種</td> <td>第1級 120</td> </tr> <tr> <td>第2級 100</td> </tr> <tr> <td>第3級 80</td> </tr> <tr> <td>第4級 60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2種</td> <td>第1級 80</td> </tr> <tr> <td>第2級 60</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">第3種</td> <td>第1級 80</td> </tr> <tr> <td>第2級 60</td> </tr> <tr> <td>第3級 60, 50又は40</td> </tr> <tr> <td>第4級 60, 40又は30</td> </tr> <tr> <td>第5級 40, 30又は20</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">第4種</td> <td>第1級 60</td> </tr> <tr> <td>第2級 60, 50又は40</td> </tr> <tr> <td>第3級 50, 40又は30</td> </tr> <tr> <td>第4級 40, 30又は20</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	設計速度(単位1時間につきキロメートル)	第1種	第1級 120	第2級 100	第3級 80	第4級 60	第2種	第1級 80	第2級 60	第3種	第1級 80	第2級 60	第3級 60, 50又は40	第4級 60, 40又は30	第5級 40, 30又は20	第4種	第1級 60	第2級 60, 50又は40	第3級 50, 40又は30	第4級 40, 30又は20	<p>・条番号を変更 ・記載を削除 「高速自動車国道である第一種第四級の道路を除き、」 → 「」  ・第四種第四級を追記</p>		
区 分	設計速度(単位1時間につきキロメートル)																																														
第1種	第1級 120																																														
	第2級 100																																														
	第3級 80																																														
	第4級 60																																														
第2種	第1級 80																																														
	第2級 60																																														
第3種	第1級 80																																														
	第2級 60																																														
	第3級 60, 50又は40																																														
	第4級 60, 40又は30																																														
	第5級 40, 30又は20																																														
第4種	第1級 60																																														
	第2級 60, 50又は40																																														
	第3級 50, 40又は30																																														
	<del>第4級 40, 30又は20</del>																																														
区 分	設計速度(単位1時間につきキロメートル)																																														
第1種	第1級 120																																														
	第2級 100																																														
	第3級 80																																														
	第4級 60																																														
第2種	第1級 80																																														
	第2級 60																																														
第3種	第1級 80																																														
	第2級 60																																														
	第3級 60, 50又は40																																														
	第4級 60, 40又は30																																														
	第5級 40, 30又は20																																														
第4種	第1級 60																																														
	第2級 60, 50又は40																																														
	第3級 50, 40又は30																																														
	第4級 40, 30又は20																																														

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>																																				
	2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。	2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。	無し																																				
(車道の屈曲部)	(車道の屈曲部) 第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十一条の二の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。	(車道の屈曲部) 第17条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十五条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。	・条番号を変更 ・条ずれによる変更 「第三十一条の二」 → 「第三十五条」																																				
(曲線半径)	(曲線半径) 第15条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	(曲線半径) 第18条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。	無し  無し																																				
(曲線部の片勾配)	(曲線部の片勾配) 第16条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径がきわめて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を附するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を附さないことができる。	(曲線部の片勾配) 第19条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。	・条番号を変更 ・記載事項の変更 「きわめて」 → 「極めて」 「附す」 → 「付す」 「附す」 → 「付す」																																				
(曲線部の車線等の拡幅)	(曲線部の車線等の拡幅) 第17条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	(曲線部の車線等の拡幅) 第20条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。	・条番号を変更																																				
(緩和区間)	(緩和区間) 第18条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。  2 車道の曲線部において片勾配を附し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。  3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。	(緩和区間) 第21条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。  2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。  3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値をこえる場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。	・条番号を変更  ・記載事項の変更 「附す」 → 「付す」																																				
	<table border="1" data-bbox="240 1912 667 2163"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>緩和区間の長さ(単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>100</td></tr> <tr><td>100</td><td>85</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td></tr> <tr><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>35</td></tr> <tr><td>30</td><td>25</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)	120	100	100	85	80	70	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	<table border="1" data-bbox="724 1912 1145 2163"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>緩和区間の長さ(単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>100</td></tr> <tr><td>100</td><td>85</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td></tr> <tr><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>35</td></tr> <tr><td>30</td><td>25</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)	120	100	100	85	80	70	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	無し  無し
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)																																						
120	100																																						
100	85																																						
80	70																																						
60	50																																						
50	40																																						
40	35																																						
30	25																																						
20	20																																						
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)																																						
120	100																																						
100	85																																						
80	70																																						
60	50																																						
50	40																																						
40	35																																						
30	25																																						
20	20																																						

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>																																																																																																																																																																														
(視距等)	(視距等) 第19条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。 <table border="1" data-bbox="236 353 663 613"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位1時間につきキロメートル)</th> <th>視 距 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>210</td></tr> <tr><td>100</td><td>160</td></tr> <tr><td>80</td><td>110</td></tr> <tr><td>60</td><td>75</td></tr> <tr><td>50</td><td>55</td></tr> <tr><td>40</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視 距 (単位メートル)	120	210	100	160	80	110	60	75	50	55	40	40	30	30	20	20	(視距等) 第22条 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。 <table border="1" data-bbox="719 353 1147 613"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位1時間につきキロメートル)</th> <th>視 距 (単位メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>210</td></tr> <tr><td>100</td><td>160</td></tr> <tr><td>80</td><td>110</td></tr> <tr><td>60</td><td>75</td></tr> <tr><td>50</td><td>55</td></tr> <tr><td>40</td><td>40</td></tr> <tr><td>30</td><td>30</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視 距 (単位メートル)	120	210	100	160	80	110	60	75	50	55	40	40	30	30	20	20	・条番号を変更  無し																																																																																																																																										
設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視 距 (単位メートル)																																																																																																																																																																																
120	210																																																																																																																																																																																
100	160																																																																																																																																																																																
80	110																																																																																																																																																																																
60	75																																																																																																																																																																																
50	55																																																																																																																																																																																
40	40																																																																																																																																																																																
30	30																																																																																																																																																																																
20	20																																																																																																																																																																																
設計速度 (単位1時間につきキロメートル)	視 距 (単位メートル)																																																																																																																																																																																
120	210																																																																																																																																																																																
100	160																																																																																																																																																																																
80	110																																																																																																																																																																																
60	75																																																																																																																																																																																
50	55																																																																																																																																																																																
40	40																																																																																																																																																																																
30	30																																																																																																																																																																																
20	20																																																																																																																																																																																
	2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見とおしの確保された区間を設けるものとする。	2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が追越しを行なうのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。	・記載事項の変更 「とおし」→「通し」																																																																																																																																																																														
(縦断勾配)	(縦断勾配) 第20条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。 <table border="1" data-bbox="236 887 663 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">設計速度 (単位1時間につき キロメートル)</th> <th colspan="2">縦断勾配 (単位パーセント)</th> </tr> <tr> <th>上 欄</th> <th>下 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">普通道路</td> <td>120</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr><td>100</td><td>3</td><td>6</td></tr> <tr><td>80</td><td>4</td><td>7</td></tr> <tr><td>60</td><td>5</td><td>8</td></tr> <tr><td>50</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr><td>40</td><td>7</td><td>10</td></tr> <tr><td>30</td><td>8</td><td>11</td></tr> <tr><td>20</td><td>9</td><td>12</td></tr> <tr> <td rowspan="8">第1種、第2種 及び第3種</td> <td>120</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr><td>100</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>80</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="8">第 4 種</td> <td>60</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr><td>50</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr><td>40</td><td>7</td><td>9</td></tr> <tr><td>30</td><td>8</td><td>10</td></tr> <tr><td>20</td><td>9</td><td>11</td></tr> <tr><td>60</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	設計速度 (単位1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位パーセント)		上 欄	下 欄	普通道路	120	2	5	100	3	6	80	4	7	60	5	8	50	6	9	40	7	10	30	8	11	20	9	12	第1種、第2種 及び第3種	120	4	5	100	4	6	80	7		60	8		50	9		40	10		30	11		20	12		第 4 種	60	5	7	50	6	8	40	7	9	30	8	10	20	9	11	60	8		50	9		40	10		30	11		20	12		(縦断勾配) 第23条 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。 <table border="1" data-bbox="719 887 1147 1339"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">設計速度 (単位1時間につき キロメートル)</th> <th colspan="2">縦断勾配 (単位パーセント)</th> </tr> <tr> <th>上 欄</th> <th>下 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">普通道路</td> <td>120</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr><td>100</td><td>3</td><td>6</td></tr> <tr><td>80</td><td>4</td><td>7</td></tr> <tr><td>60</td><td>5</td><td>8</td></tr> <tr><td>50</td><td>6</td><td>9</td></tr> <tr><td>40</td><td>7</td><td>10</td></tr> <tr><td>30</td><td>8</td><td>11</td></tr> <tr><td>20</td><td>9</td><td>12</td></tr> <tr> <td rowspan="8">第1種、第2種 及び第3種</td> <td>120</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr><td>100</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr><td>80</td><td>7</td><td></td></tr> <tr><td>60</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="8">第 4 種</td> <td>60</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> <tr><td>50</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr><td>40</td><td>7</td><td>9</td></tr> <tr><td>30</td><td>8</td><td>10</td></tr> <tr><td>20</td><td>9</td><td>11</td></tr> <tr><td>60</td><td>8</td><td></td></tr> <tr><td>50</td><td>9</td><td></td></tr> <tr><td>40</td><td>10</td><td></td></tr> <tr><td>30</td><td>11</td><td></td></tr> <tr><td>20</td><td>12</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	設計速度 (単位1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位パーセント)		上 欄	下 欄	普通道路	120	2	5	100	3	6	80	4	7	60	5	8	50	6	9	40	7	10	30	8	11	20	9	12	第1種、第2種 及び第3種	120	4	5	100	4	6	80	7		60	8		50	9		40	10		30	11		20	12		第 4 種	60	5	7	50	6	8	40	7	9	30	8	10	20	9	11	60	8		50	9		40	10		30	11		20	12		・条番号を変更
区 分	設計速度 (単位1時間につき キロメートル)			縦断勾配 (単位パーセント)																																																																																																																																																																													
		上 欄	下 欄																																																																																																																																																																														
普通道路	120	2	5																																																																																																																																																																														
	100	3	6																																																																																																																																																																														
	80	4	7																																																																																																																																																																														
	60	5	8																																																																																																																																																																														
	50	6	9																																																																																																																																																																														
	40	7	10																																																																																																																																																																														
	30	8	11																																																																																																																																																																														
	20	9	12																																																																																																																																																																														
第1種、第2種 及び第3種	120	4	5																																																																																																																																																																														
	100	4	6																																																																																																																																																																														
	80	7																																																																																																																																																																															
	60	8																																																																																																																																																																															
	50	9																																																																																																																																																																															
	40	10																																																																																																																																																																															
	30	11																																																																																																																																																																															
	20	12																																																																																																																																																																															
第 4 種	60	5	7																																																																																																																																																																														
	50	6	8																																																																																																																																																																														
	40	7	9																																																																																																																																																																														
	30	8	10																																																																																																																																																																														
	20	9	11																																																																																																																																																																														
	60	8																																																																																																																																																																															
	50	9																																																																																																																																																																															
	40	10																																																																																																																																																																															
30	11																																																																																																																																																																																
20	12																																																																																																																																																																																
区 分	設計速度 (単位1時間につき キロメートル)	縦断勾配 (単位パーセント)																																																																																																																																																																															
		上 欄	下 欄																																																																																																																																																																														
普通道路	120	2	5																																																																																																																																																																														
	100	3	6																																																																																																																																																																														
	80	4	7																																																																																																																																																																														
	60	5	8																																																																																																																																																																														
	50	6	9																																																																																																																																																																														
	40	7	10																																																																																																																																																																														
	30	8	11																																																																																																																																																																														
	20	9	12																																																																																																																																																																														
第1種、第2種 及び第3種	120	4	5																																																																																																																																																																														
	100	4	6																																																																																																																																																																														
	80	7																																																																																																																																																																															
	60	8																																																																																																																																																																															
	50	9																																																																																																																																																																															
	40	10																																																																																																																																																																															
	30	11																																																																																																																																																																															
	20	12																																																																																																																																																																															
第 4 種	60	5	7																																																																																																																																																																														
	50	6	8																																																																																																																																																																														
	40	7	9																																																																																																																																																																														
	30	8	10																																																																																																																																																																														
	20	9	11																																																																																																																																																																														
	60	8																																																																																																																																																																															
	50	9																																																																																																																																																																															
	40	10																																																																																																																																																																															
30	11																																																																																																																																																																																
20	12																																																																																																																																																																																
(登坂車線)	(登坂車線) 第21条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(高速自動車国道及び高速自動車国道以外の普通道路で設計速度が1時間につき百キロメートル以上であるもの)にあつては、三パーセントを超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。 2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。	(登坂車線) 第24条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(設計速度が1時間につき百キロメートル以上の普通道路にあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。 2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。	・条番号を変更 ・不必要な記載を削除 「高速自動車国道」に関する記載を削除。 ・記載事項の変更 「であるもの」→「の普通道路」																																																																																																																																																																														
(縦断曲線)	(縦断曲線) 第22条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。  2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。	(縦断曲線) 第25条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。  2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が1時間につき六十キロメートルの第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。	・条番号を変更  ・記載事項の変更 「キロメートルである」→「キロメートルの」																																																																																																																																																																														

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

<p style="text-align: center;"><b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;"><b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行</p>	<p style="text-align: center;">変更箇所</p>																																																																																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>縦断曲線の曲線形</th> <th>縦断曲線の半径 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">120</td> <td>∩形曲線</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100</td> <td>∩形曲線</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80</td> <td>∩形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60</td> <td>∩形曲線</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50</td> <td>∩形曲線</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>∩形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td>∩形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>∩形曲線</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)	120	∩形曲線	11,000	∪形曲線	4,000	100	∩形曲線	6,500	∪形曲線	3,000	80	∩形曲線	3,000	∪形曲線	2,000	60	∩形曲線	1,400	∪形曲線	1,000	50	∩形曲線	800	∪形曲線	700	40	∩形曲線	450	∪形曲線	450	30	∩形曲線	250	∪形曲線	250	20	∩形曲線	100	∪形曲線	100	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>縦断曲線の曲線形</th> <th>縦断曲線の半径 (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">120</td> <td>∩形曲線</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">100</td> <td>∩形曲線</td> <td>6,500</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">80</td> <td>∩形曲線</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60</td> <td>∩形曲線</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">50</td> <td>∩形曲線</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">40</td> <td>∩形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">30</td> <td>∩形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>∩形曲線</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>∪形曲線</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)	120	∩形曲線	11,000	∪形曲線	4,000	100	∩形曲線	6,500	∪形曲線	3,000	80	∩形曲線	3,000	∪形曲線	2,000	60	∩形曲線	1,400	∪形曲線	1,000	50	∩形曲線	800	∪形曲線	700	40	∩形曲線	450	∪形曲線	450	30	∩形曲線	250	∪形曲線	250	20	∩形曲線	100	∪形曲線	100	<p>無し</p>
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)																																																																																						
120	∩形曲線	11,000																																																																																						
	∪形曲線	4,000																																																																																						
100	∩形曲線	6,500																																																																																						
	∪形曲線	3,000																																																																																						
80	∩形曲線	3,000																																																																																						
	∪形曲線	2,000																																																																																						
60	∩形曲線	1,400																																																																																						
	∪形曲線	1,000																																																																																						
50	∩形曲線	800																																																																																						
	∪形曲線	700																																																																																						
40	∩形曲線	450																																																																																						
	∪形曲線	450																																																																																						
30	∩形曲線	250																																																																																						
	∪形曲線	250																																																																																						
20	∩形曲線	100																																																																																						
	∪形曲線	100																																																																																						
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径 (単位 メートル)																																																																																						
120	∩形曲線	11,000																																																																																						
	∪形曲線	4,000																																																																																						
100	∩形曲線	6,500																																																																																						
	∪形曲線	3,000																																																																																						
80	∩形曲線	3,000																																																																																						
	∪形曲線	2,000																																																																																						
60	∩形曲線	1,400																																																																																						
	∪形曲線	1,000																																																																																						
50	∩形曲線	800																																																																																						
	∪形曲線	700																																																																																						
40	∩形曲線	450																																																																																						
	∪形曲線	450																																																																																						
30	∩形曲線	250																																																																																						
	∪形曲線	250																																																																																						
20	∩形曲線	100																																																																																						
	∪形曲線	100																																																																																						
<p>3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>縦断曲線の長さ (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>100</td></tr> <tr><td>100</td><td>85</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td></tr> <tr><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>35</td></tr> <tr><td>30</td><td>25</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)	120	100	100	85	80	70	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	<p>3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>縦断曲線の長さ (単位 メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td>100</td></tr> <tr><td>100</td><td>85</td></tr> <tr><td>80</td><td>70</td></tr> <tr><td>60</td><td>50</td></tr> <tr><td>50</td><td>40</td></tr> <tr><td>40</td><td>35</td></tr> <tr><td>30</td><td>25</td></tr> <tr><td>20</td><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)	120	100	100	85	80	70	60	50	50	40	40	35	30	25	20	20	<p>無し</p>																																																		
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)																																																																																							
120	100																																																																																							
100	85																																																																																							
80	70																																																																																							
60	50																																																																																							
50	40																																																																																							
40	35																																																																																							
30	25																																																																																							
20	20																																																																																							
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ (単位 メートル)																																																																																							
120	100																																																																																							
100	85																																																																																							
80	70																																																																																							
60	50																																																																																							
50	40																																																																																							
40	35																																																																																							
30	25																																																																																							
20	20																																																																																							
<p>(舗装) (舗装) 第23条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量がきわめて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>(舗装) 第26条 車道、中央帯(分離帯を除く。)、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号)に規定する基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。</p> <p>3 第四種の道路(トンネルを除く。)の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>・条番号を変更 ・記載事項の変更 「きわめて」→「極めて」</p> <p>・国土交通省令を具体的に記載 車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令(平成13年国土交通省令第103号) ・不必要な記載を削除 「計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして国土交通省令で」</p>																																																																																						
<p>(横断勾配) (横断勾配) 第24条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前条第2項に規定する基準に適合する舗装道</td> <td>1.5以上 2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以上 5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。</p> <p>3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。</p>	路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)	前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下	その他	3以上 5以下	<p>(横断勾配) 第27条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>路面の種類</th> <th>横断勾配(単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前条第2項に規定する基準に適合する舗装道</td> <td>1.5以上 2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以上 5以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。</p> <p>3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。</p>	路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)	前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下	その他	3以上 5以下	<p>・条番号を変更</p> <p>・記載事項の変更 「附」→「付」</p>																																																																										
路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)																																																																																							
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下																																																																																							
その他	3以上 5以下																																																																																							
路面の種類	横断勾配(単位 パーセント)																																																																																							
前条第2項に規定する基準に適合する舗装道	1.5以上 2以下																																																																																							
その他	3以上 5以下																																																																																							

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	変更箇所																										
(合成勾配)	<p>(合成勾配) 第25条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>合成勾配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td rowspan="3">10</td></tr> <tr><td>100</td></tr> <tr><td>80</td></tr> <tr><td>60</td><td rowspan="2">10.5</td></tr> <tr><td>50</td></tr> <tr><td>40</td><td rowspan="3">11.5</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)	120	10	100	80	60	10.5	50	40	11.5	30	20	<p>(合成勾配) 第28条 合成勾配(縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)</th> <th>合成勾配 (単位 パーセント)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>120</td><td rowspan="3">10</td></tr> <tr><td>100</td></tr> <tr><td>80</td></tr> <tr><td>60</td><td rowspan="2">10.5</td></tr> <tr><td>50</td></tr> <tr><td>40</td><td rowspan="3">11.5</td></tr> <tr><td>30</td></tr> <tr><td>20</td></tr> </tbody> </table>	設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)	120	10	100	80	60	10.5	50	40	11.5	30	20	<p>・条番号を変更</p>
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)																												
120	10																												
100																													
80																													
60	10.5																												
50																													
40	11.5																												
30																													
20																													
設計速度 (単位 1時間につきキロメートル)	合成勾配 (単位 パーセント)																												
120	10																												
100																													
80																													
60	10.5																												
50																													
40	11.5																												
30																													
20																													
	<p>2 積雪寒冷の度が<b>はなはだしい</b>地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。</p>	<p>2 積雪寒冷の度が<b>甚だしい</b>地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。</p>	<p>・記載事項の変更 「はなはだしい」 → 「甚だしい」</p>																										
(排水施設)	<p>(排水施設) 第26条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。</p>	<p>(排水施設) 第29条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。</p>	<p>・条番号を変更</p>																										
(平面交差又は接続)	<p>(平面交差又は接続) 第27条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。</p> <p>2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。</p> <p>3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。</p> <p>5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。</p>	<p>(平面交差又は接続) 第30条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。</p> <p>2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。</p> <p>3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。</p> <p>4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。</p> <p>5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。</p>	<p>・条番号を変更</p> <p>・記載事項の変更 「見とおし」 → 「見通し」</p> <p>無し</p> <p>無し</p> <p>無し</p>																										
(立体交差)	<p>(立体交差) 第28条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。</p> <p>3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。</p> <p>4 連結路については、第五条から第八条まで、第十三条、第十三条、第十五条、第十六条、第十八条から第二十条まで、第二十二條及び第二十五條の規定は、適用しない。</p>	<p>(立体交差) 第31条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。</p> <p>2 車線(屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。</p> <p>3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路(以下「連結路」という。)を設けるものとする。</p> <p>4 連結路については、第四条から七まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条並びに政令第十二条の規定は、適用しない。</p>	<p>・条番号を変更</p> <p>無し</p> <p>無し</p> <p>・項ずれによる変更 【条例】(省令) 【 4条】( 5条)車線等 【 5条】( 6条)車線との分離等 【 6条】( 7条)副道 【 7条】( 8条)路肩 【 - 】(12条)建築限界 【16条】(13条)設計速度 【18条】(15条)曲線半径 【19条】(16条)曲線部の片勾配 【21条】(18条)緩区和間 【22条】(19条)視距 【23条】(20条)縦断勾配 【25条】(22条)縦断曲線 【28条】(25条)合成勾配</p>																										

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

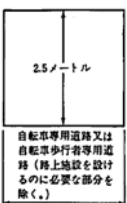
	道路構造令 (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	道路構造基準等を定める条例 (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	変更箇所																																
(鉄道との平面交差)	(鉄道との平面交差) 第29条 道路が鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。	(鉄道等との平面交差) 第32条 道路が鉄道又は軌道法(大正十年法律第七十六号)による新設軌道(以下「鉄道等」という。)と同一平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。	・条番号を変更																																
	一 交差角は、四十五度以上とすること。	一 交差角は、四十五度以上とすること。	無し																																
	二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量がきわめて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。	二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。	・記載事項の変更 「きわめて」→「極めて」																																
	三 見とおし区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見とおすことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数がきわめて少ない箇所については、この限りでない。	三 見通し区間の長さ(線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。)は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。	・記載事項の変更 「見とおし」→「見通し」 「きわめて」→「極めて」																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)</th> <th>見とおし区間の長さ (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50未満</td><td>110</td></tr> <tr><td>50以上 70未満</td><td>160</td></tr> <tr><td>70以上 80未満</td><td>200</td></tr> <tr><td>80以上 90未満</td><td>230</td></tr> <tr><td>90以上 100未満</td><td>260</td></tr> <tr><td>100以上 110未満</td><td>300</td></tr> <tr><td>110以上</td><td>350</td></tr> </tbody> </table>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)	見とおし区間の長さ (単位:メートル)	50未満	110	50以上 70未満	160	70以上 80未満	200	80以上 90未満	230	90以上 100未満	260	100以上 110未満	300	110以上	350	<table border="1"> <thead> <tr> <th>踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)</th> <th>見とおし区間の長さ (単位:メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>50未満</td><td>110</td></tr> <tr><td>50以上 70未満</td><td>160</td></tr> <tr><td>70以上 80未満</td><td>200</td></tr> <tr><td>80以上 90未満</td><td>230</td></tr> <tr><td>90以上 100未満</td><td>260</td></tr> <tr><td>100以上 110未満</td><td>300</td></tr> <tr><td>110以上</td><td>350</td></tr> </tbody> </table>	踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)	見とおし区間の長さ (単位:メートル)	50未満	110	50以上 70未満	160	70以上 80未満	200	80以上 90未満	230	90以上 100未満	260	100以上 110未満	300	110以上	350	
踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)	見とおし区間の長さ (単位:メートル)																																		
50未満	110																																		
50以上 70未満	160																																		
70以上 80未満	200																																		
80以上 90未満	230																																		
90以上 100未満	260																																		
100以上 110未満	300																																		
110以上	350																																		
踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位:1時間につきキロメートル)	見とおし区間の長さ (単位:メートル)																																		
50未満	110																																		
50以上 70未満	160																																		
70以上 80未満	200																																		
80以上 90未満	230																																		
90以上 100未満	260																																		
100以上 110未満	300																																		
110以上	350																																		
(待避所)	(待避所) 第30条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	(待避所) 第33条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。	・条番号を変更																																
	一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。	一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。	無し																																
	二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見とおすことができること。	二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。	無し																																
	三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。	三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。	無し																																
(交通安全施設)	(交通安全施設) 第31条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、さく、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	(交通安全施設) 第34条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第三条に規定するものを設けるものとする。	・記載事項の変更 「さく」→「柵」 ・国土交通省令を具体的に記載 「省令第三条」																																
(凸部、狭窄部等)	(凸部、狭窄部等) 第31条の2 主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。	(凸部、狭窄部等) 第35条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。	・条番号を変更 ・第四種第四級を追記																																
(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)	(乗合自動車の停留所等に設ける交通島) 第31条の3 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。	(乗合自動車の停留所等に設ける交通島) 第36条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。	・条番号を変更																																
(自動車駐車場等)	(自動車駐車場等) 第32条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	(自動車駐車場等) 第37条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。	・条番号を変更 ・記載事項の変更 → 不要なものを消す																																
(防雪施設その他の防護施設)	(防雪施設その他の防護施設) 第33条 なだれ、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で国土交通省令で定めるものを設けるものとする。	(防雪施設その他の防護施設) 第38条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で省令第四条に規定するものを設けるものとする。	・条番号を変更 ・記載事項の変更 「なだれ」→「雪崩」 ・国土交通省令を具体的に記載 「省令第四条」																																

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

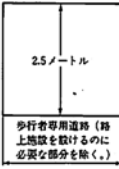
	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>
	2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、さく、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。	2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。	・記載事項の変更 「さく」→「柵」
(トンネル)	(トンネル) 第34条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。  2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。  3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。	(トンネル) 第39条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。  2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。  3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。	・条番号を変更   無し  無し
(橋、高架の道路等)	(橋、高架の道路等) 第35条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。  2 橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を二百四十五キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の普通道路における大型の自動車の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。 3 橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路は、その設計に用いる設計自動車荷重を三十キロニュートンとし、当該橋、高架の道路その他これらに類する構造の小型道路における小型自動車等の交通の状況を勘案して、安全な交通を確保することができる構造とするものとする。 4 前三項に規定するもののほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。	(橋、高架の道路等) 第40条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条2項)  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条2項)  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条2項)	・条番号を変更   (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条2項)  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載一政令で定める(道路法第30条2項)
(付帯工事等の特例)	(付帯工事等の特例) 第36条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条までの規定(第八条、第十三条、第十四条、第二十四条、第二十六条、第三十二条及び第三十三条を除く。)による基準をそのまま適用することが適当でないこと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	(付帯工事等の特例) 第41条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条まで(第七条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十四条及び第三十八条を除く。)及び政令第四条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないこと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	・条ずれによる変更 (工事においても必ず守る必要があるものは下記の通り) 【条例】(省令) 【7条】(8条)路肩 【16条】(13条)設計速度 【17条】(14条)車道の屈曲部 【27条】(24条)横断勾配 【29条】(26条)排水施設 【34条】(31条)交通安全施設、凸部、狭窄部等、交通島、 【38条】(33条)防雪施設その他の防護施設
(区分が変更される道路の特例)	(区分が変更される道路の特例) 第37条 一般国道の区域を変更し、当該変更に係る部分を都道府県道又は市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該他の道路とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条、第六条第一項、第四項及び第六項、第八条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第九条第一項、第十条の二第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十二条の四第一項、第十二条、第十三条第一項、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十条、第二十二條第二項、第二十三條第三項、第二十七條第三項、第三十條並びに第三十一條の二の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書、第十一条第四項ただし書並びに第十二条中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種(第四級を除く。)」と、同項中「第三種」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値(当該道路が第四種第四級の道路である場合にあっては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル)」と、第三十一條の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と読み替えるものとする。	(区分が変更される道路の特例) 第42条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を市町村道とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第五項及び第六項、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第八条第一項、第十二条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十三條、第二十五條第二項、第二十六條第三項、第三十條第三項、第三十三條並びに第三十五條並びに政令第四条及び第十二條の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。	・条番号を変更 ・条ずれによる変更 ・道路構造令のみの規定を削除  【3条2項】道路の種類 【条例】(省令) 【3条5項、6項】(3条4項、5項)小型道路 【1条】(4条)設計車両 【4条】(5条)車線等 【5条】(6条1項、4項、6項)車線の分離等 【7条第2項から7項、10項、12項】(8条2項から6項、9項、11項)路肩 【8条】(9条1項)停車帯 【11条】(10条の2-3項)自転車歩行者道 【12条】(11条1項、2項、4項)歩道 【15条】(11条の4-1項)植樹帯 【1条】(12条)建築限界 【16条】(13条1項)設計速度 【19条】(16条)曲線部の片勾配 【20条】(17条)曲線部の車線等の拡幅 【21条】(18条1項)緩和区間 【23条】(20条)縦断勾配 【25条】(22条2項)縦断曲線 【26条】(23条3項)舗装 【30条】(27条3項)平面交差又は接続 【33条】(30条)待避所 【35条】(31条の2)凸部、狭窄部等



# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>
(小区間改築の場合の特例)	(小区間改築の場合の特例) 第38条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第五条、第六条第四項から第六項まで、第七条、第九条、第十条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十五条から第二十二項まで、第二十三条第三項並びに第二十五条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	(小区間改築の場合の特例) 第43条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十二条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五項まで、第二十六条第三項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	・条番号を変更 ・条ずれによる変更 (小区間) 【条例】(省令) 【4条】(5条)車線等 【5条】(6条4項から6項)車線の分離等 【6条】(7条)副道 【8条】(9条)停車帯 【9条】(9条の2)軌道敷 【10条】(10条3項)自転車道 【11条】(10条の2-2項、3項)自転車歩行者道 【12条】(11条3項、4項)歩道 【15条】(11条の4-2項、3項)植樹帯 【18条】(15条)曲線半径 【19条】(16条)曲線部の片勾配 【20条】(17条)曲線部の車線等の拡幅 【21条】(18条)緩和区間 【22条】(19条)視距 【23条】(20条)縦断勾配 【24条】(21条)登坂車線 【25条】(22条)縦断曲線 【26条】(23条3項)舗装 【28条】(25条)合成勾配
	2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第五条、第六条第三項から第五項まで、第七条、第八条第二項、第九条、第十条の二、第十条第三項、第十条の二第二項及び第三項、第十一条第三項及び第四項、第十一条の四第二項及び第三項、第十九条第一項、第二十一条第二項、第二十三条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十五條第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。	・条ずれによる変更 (応急措置) 【条例】(省令) 【4条】(5条)車線等 【5条】(6条4項から6項)車線の分離等 【6条】(7条)副道 【7条】(8条2項)路肩 【8条】(9条)停車帯 【9条】(9条の2)軌道敷 【10条】(10条3項)自転車道 【11条】(10条の2-2項、3項)自転車歩行者道 【12条】(11条3項、4項)歩道 【15条】(11条の4-2項、3項)植樹帯 【22条】(19条1項)視距 【24条】(21条2項)登坂車線 【26条】(23条3項)舗装 【27条】(24条1項、2項)横断勾配 【45条】(40条1項)歩行者専用道路
(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)	(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第39条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。  2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。  3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。  4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。   5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。  6 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第三十七条まで及び前条第一項の規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十一条の二を除く。)は、適用しない。	(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路) 第44条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。  2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。  3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。  4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。  5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十二条まで及び前条第一項並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定(自転車歩行者専用道路にあつては、第十三条を除く。)は、適用しない。	・条番号を変更  無し  ・記載事項を変更 「次項」→「政令第三十九条第四項」  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 一政令で定める(道路法第30条第2項)  ・項ずれ変更  ・項ずれ変更 ・条ずれによる変更 【条例】(省令) 【3条】(3条)道路の区分 【42条】(37条)区分が変更される道路の特例

# 道路構造令と道路構造基準等を定める条例の比較表

	<b>道路構造令</b> (昭和45年10月29日政令第320号) 最終改正:H23.12.26政令第424号 H24.4.1施行	<b>道路構造基準等を定める条例</b> (平成24年石川県条例第66号) H25.4.1施行	<b>変更箇所</b>
(歩行者専用道路) 第40条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。  2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、次項の建築限界を勘案して定めるものとする。  3 歩行者専用道路の建築限界は、次の図に示すところによるものとする。   4 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。  5 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十一条の三から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、適用しない。	(歩行者専用道路) 第45条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。  2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。  3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。  4 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十四条から第四十二条まで及び第四十三条第一項並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。	・条番号を変更  ・記載事項を変更 「次項」→「政令第四十条第三項」  (削除) ★県道は、道路構造令第41条に記載 一政令で定める(道路法第30条第2項)  ・項ずれ変更  ・条文の整合を図る。 【条例】(省令) 【3条】(3条)道路の区分 【12条】(11条)歩道 【14条】(11条の3)積雪地域 【42条】(37条)区分が変更される道路の特例 【43条】(38条1項)小区間改築の特例	
(都道府県道及び市町村道の構造の一般的技術的基準等)  第41条 都道府県道又は市町村道を新設し、又は改築する場合におけるこれらの道路の構造の一般的技術的基準については、第四条、第十二条、第三十五条第二項、第三項及び第四項(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分に限る。)、第三十九条第四項並びに前条第三項の規定を準用する。この場合において、第十二条中「第三種第五級」とあるのは、「第三種第五級又は第四種第四級」と読み替えるものとする。  2 法第三十条第三項の政令で定める基準については、第五条から第十一条の四まで、第十三条から第三十四条まで、第三十五条第一項及び第四項(法第三十条第一項第十二号に掲げる事項に係る部分を除く。)、第三十六条から第三十八条まで、第三十九条第一項から第三項まで、第五項及び第六項並びに前条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定を準用する。この場合において、第五条第一項ただし書及び第五項、第十条の二第三項ただし書並びに第十一条第四項ただし書中「第三種第五級」とあるのは「第三種第五級又は第四種第四級」と、第五条第三項中「及び第三種第五級」とあるのは「並びに第三種第五級及び第四種第四級」と、第九条第一項及び第十一条第一項中「第四種」とあるのは「第四種(第四級を除く。)」と、同項中「第三種」とあるのは「第三種若しくは第四種第四級」と、同条第二項中「第三種」とあるのは「第三種又は第四種第四級」と、第十三条第一項中「上欄に掲げる値」とあるのは「上欄に掲げる値(当該道路が第四種第四級の道路である場合にあっては、一時間につき四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートル)」と、第三十一条の二中「主として」とあるのは「第四種第四級の道路又は主として」と、第三十七条中「一般国道」とあるのは「都道府県道」と、「都道府県道又は市町村道」とあり、及び「他の道路」とあるのは「市町村道」と、「当該部分」とあるのは「当該都道府県道」と読み替えるものとする。	(道路標識の寸法) 第46条 法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、規則で定める。  (立体交差とすることを要しない場合) 第47条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。  一 当該交差が一時的である場合 二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合  附則 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。	(削除) (4条)設計車両 (12条)建築限界 (35条2項)設計荷重(普通道路) (35条3項)設計荷重(小型道路) (35条4項)設計荷重(道路付属物) (39条4項)建築限界(自転車専用道路) (40条3項)建築限界(歩行者専用道路)  (削除) ★県道が参酌する政令の基準を示す記述 一(道路法第30条第3項)	
(道路標識の寸法)  (立体交差とすることを要しない場合)	(道路標識の寸法) 第46条 法第45条第3項の条例で定める道路標識の寸法は、規則で定める。  (立体交差とすることを要しない場合) 第47条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。  一 当該交差が一時的である場合 二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合  附則 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。	★道路標識の寸法の規定を追加 一(道路法第45条第3項) ★詳細については、規則で規定する。  ★立体交差を要しない場合の規定を追加 一(道路法第48条の3)  【道路法施行令第35条】 (立体交差を要しない場合) (一)当該交差が一時的な場合 (三)立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合	

# 石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 86 号)

## 目 次

条 例		
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)	2	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同) 312
一般職の職員の給与に関する条例及び石川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (同)	3	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同) 329
石川県手数料条例の一部を改正する条例 (財政課)	5	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同) 388
石川県防災会議条例及び石川県災害対策本部条例の一部を改正する条例 (危機対策課)	15	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (同) 406
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (男女共同参画課)	16	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 (同) 429
石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の一部を改正する条例 (厚生政策課)	20	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (同) 433
保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 (同)	21	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (同) 437
軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (長寿社会課)	29	国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例 (医療対策課) 450
養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (同)	40	病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例 (同) 451
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (同)	48	石川県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 (薬事衛生課) 455
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同)	68	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (少子化対策監室) 456
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同)	152	石川県流域下水道条例の一部を改正する条例 (水環境創造課) 483
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (同)	233	鳥獣保護区等に設置する標識に関する条例 (自然環境課) 486
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 (同)	251	石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例 (水道企業課) 487
指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 (同)	270	道路構造基準等を定める条例 (道路建設課) 489
指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (障害保健福祉課) 286		石川県港湾施設管理条例の一部を改正する条例 (港湾課) 511
		石川県都市公園条例の一部を改正する条例 (公園緑地課) 512
		石川県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築住宅課) 514

## 条 例

道路構造基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第六十六号

道路構造基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下、「法」という。）の規定に基づき、県が管理する県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準等を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(道路の区分)

第三条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

自動車専用道路又はその他の道路の別	道路の存する地域	
	地方部	都市部
自動車専用道路	第一種	第二種
その他の道路	第三種	第四種

2 第一種の道路は、第一号の表に定めるところにより第二級から第四級までに、第二種の道路は、第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は、第三号の表に定めるところにより第二級から第四級までに、第四種の道路は、第四号の表に定めるところにより第一級から第三級までに、それぞれ区分するものとする。

一 第一種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量（単位 一日につき台）	
		一〇、〇〇〇以上	一〇、〇〇〇未満
自動車専用道路	平地部	第二級	第三級
	山地部	第三級	第四級



二 第二種の道路

道路の種類	道路の存する地区	
	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部
自動車専用道路	第一級	第二級

三 第三種の道路

道路の種類	道路の存する地域の地形	計画交通量(単位 一日につき台)	
		四、〇〇〇以上	四、〇〇〇未満
県道	平地部	第二級	第三級
	山地部	第三級	第四級

四 第四種の道路

道路の種類	計画交通量(単位 一日につき台)		
	一〇、〇〇〇以上	一〇、〇〇〇以上 四、〇〇〇未満	四、〇〇〇未満
県道	第一級	第二級	第三級

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に掲げる区分とすることができる。

一 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合 前項各号の表の該当する級が第一種第四級又は第二種第二級である場合を除き、同表の該当する級の一級下の級(第三種第四級にあつては第三種第五級、第四種第三級にあつては第四種第四級)

二 交通の状況等を考慮し、特に必要がある場合 前項各号の表の該当する級が第二種第一級及び第四種第一級である場合を除き、同表の該当する級の二級上の級(第一種第二級にあつては第一種第一級、第三種第二級にあつては第三種第一級)

4 前三項の規定による区分は、当該道路の交通の状況を考慮して行うものとする。

5 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)は、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、当該道路の近くに小型自動車等(小型自動車その他これに類する小型の自動車をいう。以下同じ。)以外の自動車が迂回することができる道路があるときは、小型自動車等(第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車)のみの通行の用に供する道路とすることができる。

6 第一種、第二種、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について、地形の状況、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、小型自

動車等のみの通行の用に供する車線を他の車線と分離して設けることができる。この場合において、第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路について小型自動車等のみの通行の用に供する車線を設けようとするときは、当該車線に係る道路の部分を高架の道路その他の自動車の沿道への出入りができない構造とするものとする。

7 道路は、小型道路（第五項に規定する小型自動車等（第三種第一級から第四級まで又は第四種第一級から第三級までの道路にあつては、小型自動車等及び歩行者又は自転車）のみの通行の用に供する道路及び前項に規定する小型自動車等のみの通行の用に供する車線に係る道路の部分をいう。以下同じ。）と普通道路（小型道路以外の道路及び道路の部分をいう。以下同じ。）とに区分するものとする。

（車線等）

第四条 車道（副道、停車帯その他道路構造令施行規則（昭和四十六年建設省令第七号。以下「省令」という。）第二条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、この限りでない。

2 道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、計画交通量が次の表の設計基準交通量（自動車の最大許容交通量をいう。以下同じ。）の欄に掲げる値以下である道路の車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。次項において同じ。）の数は、二とする。

区分		地形	設計基準交通量（単位 一日につき台）
第一種	第二級	平地部	一四、〇〇〇
	第三級	平地部	一四、〇〇〇
		山地部	一〇、〇〇〇
	第四級	平地部	一三、〇〇〇
山地部		九、〇〇〇	
第三種	第二級	平地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	平地部	八、〇〇〇
山地部		六、〇〇〇	
第四種	第一級		一一、〇〇〇
	第二級		一〇、〇〇〇
	第三級		九、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の設計基準交通量に〇・八を乗じた値を設計基準交通量とする。

3 前項に規定する道路以外の道路（第二種の道路で対向車線を設けないもの並びに第三種第五級



及び第四種第四級の道路を除く。)の車線の数は四以上(交通の状況により必要がある場合を除き、二の倍数)、第二種の道路で対向車線を設けないものの車線の数は二以上とし、当該道路の区分及び地方部に存する道路にあつては地形の状況に応じ、次の表に掲げる一車線当たりの設計基準交通量に対する当該道路の計画交通量の割合によって定めるものとする。

区分		地形	一車線当たりの設計基準交通量 (単位 一日につき台)
第一種	第一級	平地部	二二、〇〇〇
	第二級	平地部	二二、〇〇〇
		山地部	九、〇〇〇
	第三級	平地部	一一、〇〇〇
		山地部	八、〇〇〇
	第四級	平地部	一一、〇〇〇
山地部		八、〇〇〇	
第二種	第一級		一八、〇〇〇
	第二級		一七、〇〇〇
第三種	第一級	平地部	一一、〇〇〇
	第二級	平地部	九、〇〇〇
		山地部	七、〇〇〇
	第三級	平地部	八、〇〇〇
		山地部	六、〇〇〇
	第四級	山地部	五、〇〇〇
第四種	第一級		二二、〇〇〇
	第二級		一〇、〇〇〇
	第三級		一〇、〇〇〇

交差点の多い第四種の道路については、この表の一車線当たりの設計基準交通量に〇・六を乗じた値を一車線当たりの設計基準交通量とする。

4 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。以下この項において同じ。)の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車線の幅員の欄に掲げる値とするものとする。ただし、第一種第一級若しくは第二級、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあつては、交通の状況により必要がある場合においては、同欄に掲げる値に〇・二五メートルを加えた値、第一種第二級若しくは第三級の小型道路又は第二種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同欄に掲げる値から〇・二五メートルを減じた値とすることができる。

区分		車線の幅員(単位 メートル)
第一種	第一級	三・五
	第二級	

	第三級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第四級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第二種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三・二五
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	三
第三種	第一級	普通道路	三・五
		小型道路	三
	第二級	普通道路	三・二五
		小型道路	二・七五
	第三級	普通道路	三
		小型道路	二・七五
	第四級		二・七五
	第四種	第一級	普通道路
小型道路			二・七五
第二級及び 第三級		普通道路	三
		小型道路	二・七五

5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十五条の規定により車道に狭窄部せうさくぶを設ける場合においては、三メートルとすることができる。

(車線の分離等)

第五条 第一種、第二種又は第三種第一級の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。

2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。

3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。

4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは



高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯の幅員 (単位 メートル)	
第一種	第一級	四・五	二
	第二級		
	第三級	三	一・五
	第四級		
第二種	第一級	二・二五	一・五
	第二級	一・七五	一・二五
第三種	第一級	一・七五	一
	第二級		
	第三級		
	第四級		
第四種	第一級	一	
	第二級		
	第三級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。

6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		中央帯に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第一種	第一級	〇・七五	〇・二五
	第二級		
	第三級	〇・五	
	第四級		
第二種		〇・五	〇・二五
第三種	第一級	〇・二五	
	第二級		
	第三級		
	第四級		

第四種	第一級	〇・二五
	第二級	
	第三級	

- 7 中央帯のうち側帯以外の部分（以下「分離帯」という。）には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
- 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)

第六条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。

- 2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)

第七条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

- 2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位：メートル)		
第一種	第一級及び第二級	普通道路	二・五	一・七五
		小型道路	一・二五	
	第三級及び第四級	普通道路	一・七五	一・二五
		小型道路	一	
第二種	普通道路	一・二五		
	小型道路	一		
第三種	第一級	普通道路	一・二五	〇・七五
		小型道路	〇・七五	
	第二級から第四級まで	普通道路	〇・七五	〇・五
		小型道路	〇・五	
	第五級		〇・五	



第四種	〇・五
-----	-----

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であつて同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であつて、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)	
第二級及び第三級	普通道路	二・五	一・七五
	小型道路	一・二五	
第四級	普通道路	二・五	二
	小型道路	一・二五	

4 第三種又は第四種の道路の車道の左側に設ける路肩の幅員については、歩行者や自転車の安全確保のために特に必要があると認める場合においては、第二項本文の規定にかかわらず、当該車道の交通の状況等を考慮して定めることができる。

5 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

区分			車道の右側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
第一種	第一級及び第二級	普通道路	一・二五
		小型道路	〇・七五
	第三級及び第四級	普通道路	〇・七五
		小型道路	〇・五
第二種	普通道路	〇・七五	
	小型道路	〇・五	
第三種		〇・五	
第四種		〇・五	

6 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩 (第三項本文に規定する路肩を除く。) 又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩 (同項本文に規定する路肩を除く。) の幅員は、第一種第一級又は第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種 (第五級を除く。) の普通道路又は第三種第一級の小型道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

- 7 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「一・二五」とあり、及び「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は適用しない。
- 8 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 9 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 10 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		路肩に設ける側帯の幅員 (単位 メートル)	
第一種	第一級	〇・七五	〇・五
	第二級		
	第三級	〇・五	〇・二五
	第四級		
第二種	第一級	〇・五	
	第二級		

- 11 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 12 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第五項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第八条 第四種 (第四級を除く。) の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

(軌道敷)

第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。



単線又は複線の別	軌道数の幅員(単位メートル)
単線	三
複線	六

## (自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

## (自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。
- 3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

## (歩道)

第十二条 第四種(第四級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第三種(第五級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路(自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては二・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。ただし、歴史的資源の保全等やむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第十三条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十四条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十五条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわ



らず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十六条 道路(副道を除く。)の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	
第一種	第一級	一一〇	一〇〇
	第二級	一〇〇	八〇
	第三級	八〇	六〇
	第四級	六〇	五〇
第二種	第一級	八〇	六〇
	第二級	六〇	五〇又は四〇
第三種	第一級	八〇	六〇
	第二級	六〇	五〇又は四〇
	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇
	第五級	四〇、三〇又は二〇	
第四種	第一級	六〇	五〇又は四〇
	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇
	第四級	四〇、三〇又は二〇	

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十七条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ。)又は第三十五条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十八条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(以下「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)	
一一〇	七一〇	五七〇
一〇〇	四六〇	三八〇
八〇	二八〇	一三〇
六〇	一五〇	一二〇
五〇	一〇〇	八〇
四〇	六〇	五〇
三〇	三〇	
二〇	一五	

(曲線部の片勾配)

第十九条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域		最大片勾配 (単位 パーセント)
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	積雪寒冷の度が甚だしい地域	六
		その他の地域	八
	その他の地域		一〇
第四種			六

(曲線部の車線等の拡幅)

第二十条 車道の曲線部においては、設計車両及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十一条 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第四種の道路の車道の屈



曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。
- 3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値（前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ）以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	緩和区間の長さ（単位 メートル）
一一〇	一〇〇
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

（視距等）

第二十二條 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	視距（単位 メートル）
一一〇	一一〇
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

- 2 車線の数が二である道路（対向車線を設けない道路を除く。）においては、必要に応じ、自動車が追越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

（縦断勾配）

第二十三條 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

区分		設計速度(単位 一時間につき キロメートル)	縦断勾配(単位 パーセント)	
第一種、第二種 及び第三種	普通道路	120	2	5
		100	3	6
		80	4	7
		60	5	8
		50	6	9
		40	7	10
		30	8	11
		20	9	12
	小型道路	120	4	5
		100		6
		80	7	
		60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	
第四種	普通道路	60	5	7
		50	6	8
		40	7	9
		30	8	10
		20	9	11
	小型道路	60	8	
		50	9	
		40	10	
		30	11	
		20	12	

(登坂車線)

第二十四条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(設計速度が一時間につき百キロメートル以上の普通道路にあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。

(縦断曲線)

第二十五条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルの第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の曲線形	縦断曲線の半径(単位 メートル)
120	凸形曲線	11,000
	凹形曲線	4,000
100	凸形曲線	6,500
	凹形曲線	3,000
80	凸形曲線	3,000
	凹形曲線	2,000
60	凸形曲線	1,400
	凹形曲線	1,000
50	凸形曲線	800
	凹形曲線	700
40	凸形曲線	450
	凹形曲線	450
30	凸形曲線	250
	凹形曲線	250
20	凸形曲線	100
	凹形曲線	100

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	縦断曲線の長さ(単位 メートル)
120	100
100	85
80	70
60	50
50	40
40	35



三〇	二五
一〇	一〇

(舗装)

第二十六条 車道、中央帯（分離帯を除く）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成十三年国土交通省令第百三号）に規定する基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 第四種の道路（トンネルを除く）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び自動車の交通の状況を勘案して必要がある場合においては、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(横断勾配)

第二十七条 車道、中央帯（分離帯を除く）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類	横断勾配（単位 パーセント）
前条第二項の基準に適合する舗装道	一・五以上 二以下
その他	三以上 五以下

2 歩道又は自転車道等には、二パーセントを標準として横断勾配を付するものとする。

3 前条第三項本文に規定する構造の舗装道にあつては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十八条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下同じ）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
二〇	一〇
一〇〇	

八〇	一〇・五
六〇	
五〇	一一・五
四〇	
三〇	
二〇	

2 積雪寒冷の度が甚だしい地域に存する道路にあつては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十九条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第三十条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交会させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができる構造とするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線(屈折車線及び変速車線を除く)の幅員は、第四種第一級の普通道路にあつては三メートルまで、第四種第二級又は第三級の普通道路にあつては二・七五メートルまで、第四種の小型道路にあつては二・五メートルまで縮小することができる。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあつては三メートル、小型道路にあつては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十一条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く)の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線(屈折車線及び変速車線を除く)の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合においては、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。



3 道路を立体交差とする場合においては、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（以下「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条並びに政令第十二条の規定は、適用しない。

（鉄道等との平面交差）

第三十二条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下「鉄道等」という。）と同平面で交差する場合においては、その交差する道路は次に定める構造とするものとする。

一 交差角は、四十五度以上とすること。

二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。

三 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 （単位 一時間につきキロメートル）	見通し区間の長さ（単位 メートル）
五〇未満	一一〇
五〇以上 七〇未満	一六〇
七〇以上 八〇未満	二〇〇
八〇以上 九〇未満	二三〇
九〇以上 一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上 一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

（待避所）

第三十三条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

- 一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。
- 二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- 三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十四条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で省令第三条に規定するものを設けるものとする。

(凸部、狹窄部等)

第三十五条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車を減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狹窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十六条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十七条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設を設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十八条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で省令第四条に規定するものを設けるものとする。

- 2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

(トンネル)

第三十九条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

- 2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。
- 3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)



第四十条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

(附帯工事等の特例)

第四十一条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第四条から前条まで（第七条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十四条及び第三十八条を除く。）及び政令第四条の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十二条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を市町村道とすることにより第三条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第五項及び第六項、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第七項まで、第十項及び第十二項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第三十条第三項、第三十二条並びに第三十五条並びに政令第四条及び第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該部分の区分とみなす。

(小区間改築の場合の特例)

第四十三条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十一条第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十五条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でない認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十四条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあつては、地形の状況その他の特別の理



由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

- 2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。
- 3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第三条から第四十二条まで及び前条第一項並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定（自転車歩行者専用道路にあつては、第十三条を除く。）は、適用しない。

#### （歩行者専用道路）

第四十五条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

- 2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。
- 3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。
- 4 歩行者専用道路については、第三条から第十二条まで、第十四条から第四十二条まで及び第四十三条第一項並びに政令第四条、第十二条及び第三十五条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

#### （道路標識の寸法）

第四十六条 法第四十五条第三項の条例で定める道路標識の寸法は、規則で定める。

#### （立体交差とすることを要しない場合）

第四十七条 法第四十八条の三ただし書の条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 当該交差が一時的である場合
- 二 立体交差とすることによつて増加する工事の費用が、これによつて生ずる利益を著しく超える場合

#### 附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 石川県公報

平成 24 年 12 月 27 日 (木曜日)

号 外

(第 89 号)

## 目 次

規 則 道路標識の寸法を定める規則	(道路建設課) 1
----------------------	-----------

## 規 則

道路標識の寸法を定める規則をここに公布する。  
平成二十四年十二月二十七日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第五十号

道路標識の寸法を定める規則

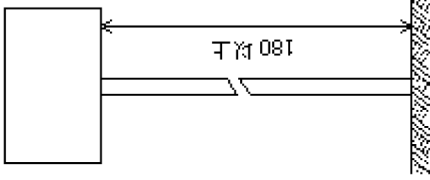

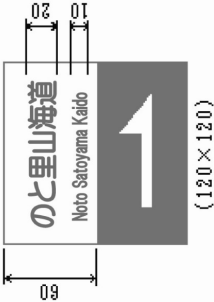
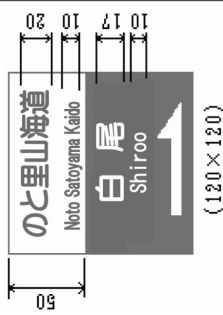
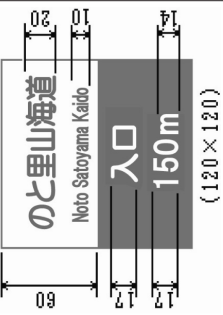
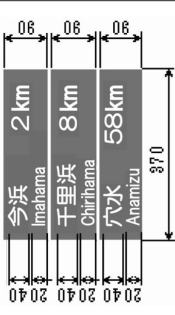
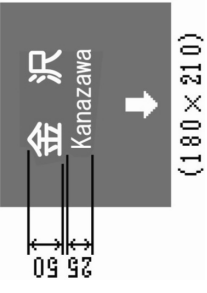
道路構造基準等を定める条例（平成二十四年石川県条例第六十六号）第四十六条の規則で定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

別表

案内標識

柱の規格		都府県 (一〇二・B)	入口の方向 (一〇三・A)
			
入口の方向 (一〇三・B)	入口の予告 (一〇四)	方面及び距離 (一〇六・B)	方面及び車線 (一〇七・A)
			

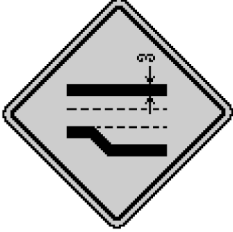
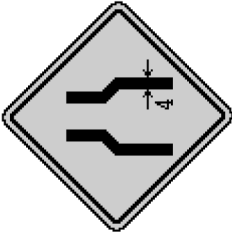
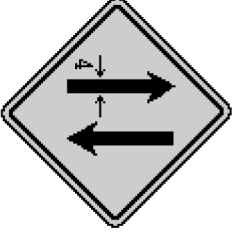
方面及び車線 (107-B)	方面及び方向 (108D1-D)	方面及び方向 (108E1-E)	出口の予告 (109)
方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)	方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)
方面及び出口 (112-A)	方面及び出口 (112-B)	出口 (113-A)	出口 (113-B)
カーパス・エリアの予告 (116-A)	カーパス・エリアの予告 (116-A)	カーパス・エリアの予告 (116-B)	カーパス・エリア (116D1-A)

<p>カーブス・エリア (一一六〇二・A)</p>	<p>カーブス・エリア (一一六〇二・B)</p>	<p>非常電話 (一一六〇二)</p>	<p>待避所 (一一六〇三)</p>
<p>非常駐車帯 (一一六〇四)</p>	<p>駐車場 (一一七・A)</p>	<p>駐車場 (一一七・B)</p>	<p>登坂車線 (一一七〇二・A)</p>
<p>登坂車線 (一一七〇二・B)</p>	<p>都道府県道番号 (一一八〇二・A)</p>	<p>都道府県道番号 (一一八〇二・B)</p>	<p>都道府県道番号 (一一八〇二・C)</p>
<p>総重量限度緩和指定道路 (一一八〇三・A)</p>	<p>総重量限度緩和指定道路 (一一八〇三・B)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (一一八〇四・A)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (一一八〇四・B)</p>

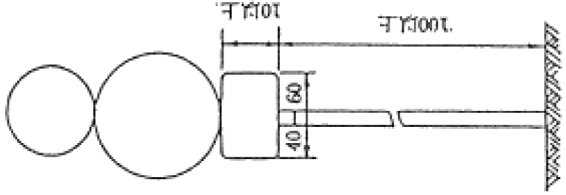
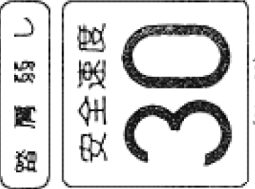
<p>高さ限度緩和指定道路 (一一八の四 - C)</p>	<p>高さ限度緩和指定道路 (一一八の四 - D)</p>	<p>道路の通称名 (一一九 - A)</p>	<p>道路の通称名 (一一九 - B)</p>
<p>道路の通称名 (一一九 - C)</p>	<p>まわり道 (一二〇 - A)</p>		

警 戒 標 識

<p>本標識板及び柱の規格</p>		<p>+ 形道路交差点あり (一一〇一 - A)</p>	<p>右 (又は左) 方屈曲あり (一一〇二)</p>
<p>信号機あり (一一〇八(一))</p>	<p>落石のおそれあり (一一〇九(一))</p>	<p>路面凹凸あり (一一〇九(三))</p>	<p>右折交通あり (一一一〇)</p>

車線数減少 (一一一)	幅員減少 (一一一一)	二方向交通 (一一一一〇一一)
		

補助標識

補助標識板及び柱の規格	注意事項 (五一〇)
	

備考

一 本標識板（本標識の掲示板をいう。）の寸法

- イ 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。
- ロ 自動車専用道路に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- ハ 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
- ニ 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあつては図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあつては図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。
- ホ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場（一一七・Ａ）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあつては、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
- ヘ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場（一一七・Ａ）」、「都道府県道番号（一一八の二・Ａ）」、「総重量限度緩和指定道路（一一八の三・Ａ・Ｂ）」、「高さ限度緩和指定道路（一一八の四・Ａ・Ｂ）」及び「まわり道（一一〇・Ａ）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（亦に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法）の一・三倍、一・六倍又は一倍に、それぞれ拡大することができる。ただし、景観等の配慮により特別の必要がある場合にあつては、警戒標識の寸法を三分の二まで縮小することができる。
- ト 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線（一一七の二・Ａ）」、「都道府県道番号（一一八の二・Ｂ・Ｃ）」及び「道路の通称名（一一九・Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の一・五倍又は一倍に、それぞれ拡大することができる。
- チ 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名（一一九・Ａ・Ｂ・Ｃ）」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（一一九・Ｃ）」を表示するものについて



は、縦寸法)を拡大することができる。

リ 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

ヌ 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向(一〇三・A・B)」、「入口の予告(一〇四)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」、「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」、「著名地点(一一四・B)」、「非常電話(一一六の二)」、「待避所(一一六の三)」、「非常駐車帯(一一六の四)」、「駐車場(一一七・A)」、「登坂車線(一一七の二・A)」、「都道府県道番号(一一八の二・A・B・C)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三・A・B)」、「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」、「道路の通称名(一一九・A・B・C)」及び「まわり道(一二〇・A)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、一倍、二・五倍又は三倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

ル 「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」及び「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、ヌの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

ロ 「著名地点(一一四・B)」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメートルを基準とする。

リ 「市町村(一〇一)」、「都府県(一〇二・A・B)」並びに「方面、方向及び距離(一〇五・A・B・C)」、「方面及び距離(一〇六・A・B・C)」、「方面及び車線(一〇七・A・B)」、「方面及び方向の予告(一〇八・A・B)」、「方面及び方向(一〇八の二・A・B・C・D・E)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」、「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」、「方面及び出口の予告(一一〇・A・B)」、「方面、車線及び出口の予告(一一一・A・B)」、「方面及び出口(一一二・A・B)」及び「著名地点(一一四・A・B・C)」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの二・七倍以下の大きさとする。

ロ 「方面、方向及び道路の通称名の予告(一〇八の三)」及び「方面、方向及び道路の通称名(一〇八の四)」を表示する案内標識に、路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経路路線を表す記号については日本字の大きさの二・六倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの〇・九倍以下の大きさとする。

リ 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場(一一七・A)」を表示する案内標識に、便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

ル 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(1) 案内標識

縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所(一一六の三)」、「駐車場(一一七・A)」及び「まわり道(一二〇・B)」を表示するものについては九ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二・A)」、「総重量限度緩和指定道路(一一八の三・A・B)」及び「高さ限度緩和指定道路(一一八の四・A・B)」を表示するものについては十六ミリメートル、「登坂車線(一一七の二・A)」を表示するものについては十三ミリメートル、「都道府県道番号(一一八の二・B・C)」及び「道路の通称名(一一九・A・B・C)」を表示するものについては八ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の大きさとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の大きさとする。

(2) 警戒標識

縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

二 補助標識板(補助標識の表示板をいう)の寸法

イ 図示の寸法を基準とする。

ロ 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

**（道路の構造の基準）**

第30条 高速自動車国道及び国道の構造の技術的基準は、次に掲げる事項について政令で定める。

- 一 通行する自動車の種類に関する事項
  - 二 幅員
  - 三 建築限界
  - 四 線形
  - 五 視距
  - 六 勾配
  - 七 路面
  - 八 排水施設
  - 九 交差又は接続
  - 十 待避所
  - 十一 横断歩道橋、さくその他安全な交通を確保するための施設
  - 十二 橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対し必要な強度
  - 十三 前各号に掲げるもののほか、高速自動車国道及び国道の構造について必要な事項
- 2 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準（第一項第一号、第三号及び第十二号に掲げる事項に係るものに限る。）は、政令で定める。
- 3 前項に規定するもののほか、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して、当該道路の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

**（道路標識等の設置）**

- 第45条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。
- 2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他の道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。
  - 3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。

**（道路等との交差の方式）**

第48条の3 道路管理者は、前条第一項又は第二項の規定による指定をした、又はしようとする道路又は道路の部分を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する道路その他の施設（以下この条、次条及び第48条の14中「道路等」という。）を交差させようとする場合においては、当該交差の方式は、立体交差としなければならない。ただし、当該道路等の交通量が少ない場合、地形上やむを得ない場合その他道路管理者である地方公共団体の条例（国道にあつては、政令）で定める場合においては、この限りでない。



■ 道路法施行令（昭和27年12月4日政令第479号）（抜粋）

最終改正：平成23年12月12日政令第294号

**（立体交差とすることを要しない場合）**

第35条 法第31条第1項ただし書き及び第6項に規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は次の各号に掲げるものとし、法第48条の3ただし書きに規定する政令で定める立体交差とすることを要しない場合は、第1号及び第3号に掲げるものとする。

一 当該交差が一時的である場合

二 臨港線又は市場線である鉄道が港又は市場に近接して道路と交差する場合及び鉄道が停車場に近接した場所で道路と交差する場合で、立体交差とすることによって道路又は鉄道の効用が著しく阻害される場合

三 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しくこえる場合